

第九十六回国会 外務委員会 議 録 第 六 号

昭和五十七年四月七日(水曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 中山 正暉君

理事 愛知 和男君

理事 奥田 敬和君

理事 高沢 寅男君

理事 玉城 栄一君

理事 麻生 太郎君

理事 北川 石松君

理事 鯨岡 兵輔君

理事 浜田卓二郎君

理事 宮下 創平君

理事 井上 泉君

理事 河上 民雄君

理事 野間 友一君

理事 伊藤 公介君

出席國務大臣

外務大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

警察庁警備局長 山田 英雄君

防衛庁防衛局長 塩田 章君

外務政務次官 辻 英雄君

外務大臣官房長 伊達 宗起君

外務大臣官房審議官 藤井 宏昭君

外務大臣官房審議官 松田 慶文君

外務大臣官房審議官 田中 義貞君

外務大臣官房外務参事官 都甲 岳洋君

外務省アジア局長 木内 昭胤君

外務省北米局長 淺尾新一郎君

外務省中南米局長 枝村 純郎君

理事 稲垣 実男君

理事 川田 正則君

理事 土井たか子君

理事 渡辺 朗君

理事 石原慎太郎君

理事 北村 義和君

理事 竹内 黎一君

理事 松本 十郎君

理事 山下 元利君

理事 井上 普方君

理事 小林 進君

理事 東中 光雄君

外務省欧亞局長 加藤 吉弥君

外務省經濟局長 深田 宏君

外務省經濟局次長 妹尾 正毅君

外務省条約局長 栗山 尚一君

外務省國際連合局長 門田 省三君

農林水産省經濟局長 副島 映一君

農林水産省農畜課長 小坂 隆雄君

農林水産省畜産課長 鶴岡 俊彦君

農林水産省通商政策局國際經濟課長 横堀 恵一君

外務委員会調査室長 伊藤 政雄君

委員外の出席者

農林水産省經濟局長 副島 映一君

農林水産省農畜課長 小坂 隆雄君

農林水産省畜産課長 鶴岡 俊彦君

農林水産省通商政策局國際經濟課長 横堀 恵一君

外務委員会調査室長 伊藤 政雄君

委員の異動

四月七日

辞任

佐藤 一郎君

竹内 黎一君

同日

辞任

北川 石松君

宮下 創平君

補欠選任

竹内 黎一君

佐藤 一郎君

補欠選任

北川 石松君

宮下 創平君

同日

辞任

北川 石松君

宮下 創平君

補欠選任

竹内 黎一君

佐藤 一郎君

本日の会議に付した案件  
日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件(条約第三号)  
千九百七十一年の國際小麦協定を構成する一の

文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めめるの件(条約第四号)  
國際科学技術博覽会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出第三八号)

○中山委員長 これより会議を開きます。

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件及び千九百七十一年の國際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めめるの件並びに國際科学技術博覽会政府代表の設置に関する臨時措置法案を議題といたします。

各案件に対する質疑は、去る四月二日に終了いたしましたとおりです。

これより各案件に対する討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件について採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立総員。よって、本件は承認すべきものと決しました。

次に、千九百七十一年の國際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めめるの件について採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立多数。よって、本件は承認すべきものと決しました。

次に、國際科学技術博覽会政府代表の設置に関する臨時措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各案件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中山委員長 次に、國際情勢に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小林進君。

○小林(進)委員 与えられた時間だけ簡潔にやり

たいと思いますが、どうか関係各省、特に大臣もわかりやすく直截簡明に御回答をいただきたいと思っております。

私は外務委員になってきょうが初めてでございますので、「二遍目」と呼ぶ者あり）若干関連でやりましたのは原則に入りませんので、原則としては初めて。大臣の所信を承りたいという気持ちで質問をしたいのでございます。

いずれにいたしましても、私は、外交というのは哲学だと思っております。信念です。そして正義です。一貫した信念と哲学、これはやはり国を越えて世界の正義に訴え、世論に訴える、そういう迫力がなければ真の外交にならないが、どうも最近のわが日本の外交は右顧左弁だ。こつちを見、あつちを見、どこに一体思想があつて、どこに信念があり、哲学があり正義があるのか、まことに頼りない状態でございまして、私は、そこら辺を第一に強く要望しておきます。

第一問といたしましては韓国問題。けさの新聞を見まして、何か韓国政府の例の六十億ドル借款の問題にこたえて、三十五億ドルですか、きょうの私を見た新聞では三十五億ドル余を供与する、こういう記事が出ています。これはどうですか。間違いないかどうか、まずこつちからひとつ御答弁をいただきたいと思つておきます。

○木内政府委員 わが国の経済協力はプロジェクトに即しまして積み上げ方式でやつてまいるのでございまして、そういった総枠というものが進むわけではございません。したがって、けさの新聞記事はすべて推測とお考えいただいで間違いないと思つておきます。

○小林(進)委員 そうすると、ここにはジャーナリストの方もいらつしやるが、これは新聞のデマ記事ですな。新聞のデマ記事とおつしやるわけですね。デマ記事とおつしやるならデマ記事というふうに受け取つて御質問したいと思つておきます。間違いないですか。デマ記事ですね。

○木内政府委員 デマということではございませんで、推測に基づくものと申し上げた次第でござ

います。○小林(進)委員 それじゃ、推測といま外務省で韓国政府の要望に応じようとする数字、これは合致してはいますか、全然離れておりますか。離れておればデマ、その推測が事実と同じならばこれは正しい記事だ。どうですか。

○木内政府委員 遺憾ながら、韓国の方で考えておられる御要請と私どもとの間にはかなり懸隔がございまして。

○小林(進)委員 木内君、君、それは悪い癖だ。私は、推測や韓国の要望を聞いているのでない。きょう、けさの新聞の記事が、外務省のあなたたち—あなたたちと言つては悪いけれども、一事務官だから大したことはない。のここの出てくるから言うのだけれども、君たちの考えていることとこつちの方の書かれた記事とマッチしているか離れているかということを知りたい。それを聞いています。

○木内政府委員 目下関係省庁とまさに検討段階でございまして、結論は依然として何ら出ていない状況でございまして。

○小林(進)委員 それでは、この記事はいわゆる皆さん方の考えていることと全く違つておる、デマ記事だ、こう言つてもよろしゅうございませぬ、あなたのいまの説明は、デマ記事ですね。それでいいならもう出なくていいんだ、時間がないんだ、短い時間だから。

それじゃ、そのように外務省アジア局長の答弁があつた、こういう前提のもとに立つて、ひとつ次に話を進めてまいりたいと思つておきます。

これよりまずと、あるいは輪銀、あるいは市中銀行、あるいは円借款等が含まれて三十五億ドルというふうな記事になっておりますが、その前の、これは四月三日の記事でございまして、それによると、韓国の崔東鎮副州局長、この局長がソウルにおいて日本の村岡駐韓公使を招いて、そこで韓国の回答を寄せている。この中には、円借款は優先してくれ、商品貸与を優先してくれ、けれども市中銀行の金は困る、利子が高過ぎる。

輪銀も高過ぎる、なおかつ期間が短過ぎる。こつちの方は困りますという要望が出たということが報道せられております。この問題に対して、きょうの新聞が外務省の回答であると私は考えたのであります。いまあなたは違つたとおつしやつた。あの新聞はデマだとおつしやつたから、それならば一体この四月三日の韓国側の要望に対しては外務省がどんなことを考えておられるのか、ちよつとお聞かせを願ひたい。

○木内政府委員 崔東鎮副州局長の村岡公使に対する韓国側の考え方の披露につきましては小林委員御指摘のとおりでございます。したがつて、先ほど申し上げましたとおり、私どもの考え方と先方の考え方との間にはかなりの隔たりがあるわけでございます。そこをどう調整するかということを目下関係省庁とも協議中でござい

ます。○小林(進)委員 いま関係省庁ともお話し中であると言へばその決定を私どもは待つています。それに基づいてまた改めて質問をさせていただきますことにいたしますが、この際、社会党並びに私の意見もひとつつけ加えておきたいと思つておられます。

いまお隣の朝鮮半島の問題はわが党のみならず日本としましては重大な問題の一つです。お隣の朝鮮半島ですから、こんなところで風雲急なざりするような状態じゃわれわれは曇如として枕を高くして眠るわけにはいかない。実に南北朝鮮がどうかというところは重大問題です。重大問題だが、したがつて、われわれ外交を論ずる者から見れば、どこがどうであろうとまずお隣の朝鮮半島は平和であり、しかも統一をせられた国家であるということがわれわれの何よりの願望です。しかしそれに対して、どうも外務省の歴年の動きを見ていると、この隣の国を南北を統一して平和のままにして、わが日本の枕を高くして寝られるというような外交政策はさつぱり出てきません。これは私がいまの外務省の外交方針に対する一番気が食わない問題の一つです。

あわせて借款の問題も言ひますけれども、これは木内君、君の答弁は要らないよ。おれはこの際櫻内、チェリー大臣の御答弁をお聞きしたいのだが、一体、このお隣の韓国の六十億ドルのいわゆる借款要望に対してあなたはどういう信念をお持ちになつておられるか。

率直に申し上げますが、あなたの前の園田直氏はいみじくも言った。借り手が貸し手をおどかしている、金を借りたいというのがあつた高飛車な姿で人を恫喝するなんというところは言語道断だ。私は最近の外務省の外交の中であれくらい快哉を叫んだ言葉はなかつた。さすが園田だという感じを受けたのでございまして、あなたは、この六十億ドル借款の問題にどういったお考えなんですか、まずこれをお聞かせ願ひたい。

○櫻内国務大臣 六十億ドルの問題の前に、小林委員のおつしやりました朝鮮半島の平和と統一の問題でございまして、私どもも一日も早いその実現を期待し、そのように向いていくことについでいろいろと配慮をしていくわけであります。

小林委員が御承知のように、韓国側からも北朝鮮側からも統一の動きというものはあるわけでありまして、残念ながらどうも食い違つてきておる、こういうことで、そこでこれが具体的打開には何か方策がないかということで、かねて来国連の事務総長でもあつせんされるがよくないかというようなことを申し上げたこともございまして。また最近におきましては、三十八度線に対峙しておりますが、軍事演習でもやるお互い互に視察団でも入れようかという空気も出ておる、こういうことでございまして、われわれとしては何とか朝鮮半島における平和統一の実現のために側面からの努力をしてまいりたい、こういう気持ちを持つておる次第でございまして。

そこで、ただいま六十億ドルのお話でございまして、この六十億ドルの要望については、一昨年来の韓国における経済状況、民生の状況、そういうことからいたしまして、成長率も大きくマイナスになり、昨年は少しくなつたようには聞い

ておりますが、大変困難をしておる、そういう中  
における六十億ドルの要望でございました。そこ  
でハイレベルの実務者会議を持って、一体どうい  
うことを要望しておるかということから、この  
問題に日本がどう対応しているかということ、二  
回のそういう会議を持ちました結果が御承知の  
ような三十五億ドルの借款、それと二十五億ドル  
の商品借款ということで六十億ドル、そしてその  
三十五億ドルについてはこういう十一のプロジェ  
クトを考へておる、こういうことでありますの  
で、日本の持つておりますところの経済協力の基  
本に沿って、そういうプロジェクトごとの積み上  
げでどうなるかということの先方の所見も聞き、  
こちらでも検討し、こういうようなことから、先  
日、プロジェクトの中でODAとして考へられる  
ものあるいは収益性があるからこれは輸銀で考へ  
るようによいようなことでも中間の検討の  
結果を申し上げたのに対して、先ほどの御質  
問のごとく、韓国側は商品借款についてさらに要  
望してくる、またODAのような低利のものが必要  
である、こういうところに来ておるわけでござ  
います、先方の要望に対して当方は誠意をもつ  
て検討し、応ぜられるものがあるとはどうい  
う方法でやるべきかということをお答えしておる  
のが現状であり、これが私どもの六十億ドル要請に  
対する基本的な進め方であるわけであります。

○小林(進)委員 大臣から詳しい御答弁がござ  
いまして、要約すると一つは、三十五億ドルとい  
う枠は新聞の推定でそんなことはないとおし  
やうから、それはないことにしましょう。なら  
ば、その中で一つは、いまお話のありましたよう  
に韓国がいゆる商品借款と円借款、この二つを  
優先してくれ、それから市中の融資と輸銀の融資  
は好ましくされるものであるから好ましくない、  
この韓国の要望に外務省はこたえる、彼らの要望  
を入れるお考えがあるかどうか。いま一つの問題  
は、いまお話しのとおり、日本には経済借款とい  
う枠がある。それは、韓国の軍事費、防衛費を助  
長、援助するような形のもの断じておやりにな

らない、これは正しい。正しいが、彼らの持つて  
くるプロジェクトですか積み重ね方式ですか、そ  
の中に一体軍事援助と思われれるものがあるか  
ないか、あればそんなのはお断りしなければなら  
ない。問題点はこの二つではないかと私は思うので  
あります、この韓国の要望に政府はこたえられ  
るか、お断りするのか、あくまでも軍事的援助あ  
るいは協力というふうなお断りのするところは断  
じてこれを排除するという確固たる信念をお持ち  
なのか。願わくは、あわせて向こうの六十億ドル  
に対しても、最高どれだけの枠を考へていま  
いるのか。問題を幾つも持っていますから、時  
間がありませんので、簡単にこの点だけお答え願  
いたい。

○木内政府委員 先ほど大臣が御答弁されました  
とおり、収益性の高いような事業であれば当然輸  
銀あるいは市中銀行というのが私どもの考えの基  
本でございます。したがって、韓国側の言わ  
れる、できるだけ条件のいい円借款でできるだけ  
の額をカバーしてほしいという御要請に對して  
は、先ほど申し上げましたとおりかなりの懸隔が  
あって、なかなか御要請とおりに私ども動き得  
ないという実情があるわけでございます。

ア局長もそうだが兩國の特殊関係、日本と韓国は  
特殊関係があるのだという、こういう言葉を用い  
だして来た。一体この特殊関係というのが何だ  
か、私にはわからない。これをひとつお聞かせ願  
いたい。

時間もないからいま一つ申し上げますが、日本  
はこの大戦で負けるまでは、朝鮮半島を一つにし  
て北も南もなかった。もし日本が迷惑をかけた  
すれば、南北を問わず同じような迷惑をかけた  
らば、南北同一にやうな属国支配をしたとすれ  
ば、南北同一にやうな話で、日本には何も  
北も南も変わりがないのを、どうも南だけに一  
生懸命腰を入れて、北にはいまでもそういう正常  
な外交も再開していない。せめて私は、東と西の  
ドイツくらいな形を隣の朝鮮半島に持つてもいい  
のじゃないかと思うのだが、頑固におやりになら  
ない。まことに残念だ。それで、いままた韓国だ  
けは特殊な関係にあるというふうな言葉を用い  
て、こらやうて多額の借金にも応じようとしてお  
いでになる。

この問題について、これは与党の要人です。あ  
えて要人と言います。余り正確に名前を言う  
あなたの方で支障があるから、言わないで要人と  
いうことにおくが、その要人と私はこの問題  
で話をしたことがある。私ども野党の方では南北  
朝鮮だ、韓国と朝鮮民主主義人民共和国と何ら差  
別をする理由はないのだから、両方を平等に扱  
う、そして裂けてはいる傷口かでも小さくす  
るよう努力しようという姿勢がいまの政府に見え  
るならば、与党も野党もありませんよ、われわれ  
も進んで政府に協力をいたします、それでいまま  
ているこの六十億ドルの借款の問題も、南北の朝  
鮮を統一するためにこの金が必要だというなら  
ば、私どもは野党の立場にいても決して物借しげ  
なことはいません、積極的に政府に賛意を表し  
て、むしろこっちの方から六十億ドル出しな  
さい、平和的、民主的、自主的な南北統一のために  
これだけの金が必要だというなら喜んで出そうじ

やないかと言ったら、いや小林先生いいことを言  
っていただきました、そのとき初めてあなたの高  
尚な御意見を承って、私どもも野党の立場ではな  
なかそれを言えないから、どうか野党の立場でそ  
れをひとつ執拗に言ってもらえないかと、その先  
生に頼まれた。これが、私は与党の中でも心ある  
人の信念じゃないかと思う。外交は、その信念に  
基づいて堂々とやるのが本筋じゃないですか。ど  
うですか、こういう借款をやつて、それができな  
いままでは、南北統一にいきさかでも傷を与えたり  
不公平な格差をつけるような借款ならば、私ども  
は六十億が五億でも一億でも反対だ。この問題に  
ついてひとつ御回答いただきたい。

○木内政府委員 特殊な関係あるいは特別な関係  
とかいろいろ言われておりますが、私どもはこれ  
は、長い今世紀の歴史的なプロセスから生じてお  
ります微妙な関係というふうにお考へておるわけ  
でございます。

それから小林委員は、南北の問題に關連いたし  
まして東西両ドイツのことを引き合いに出され  
たわけでございますが、私どもも西独あるいは  
東独のごとく、国連に参加するというような動き  
が出てきますならば大変やりやすくなるのじゃな  
いか、そういう期待は持つておるわけでございま  
す。ただし一部の方々には、南北の国連同時加盟  
は南北の分断の固定化につながるということで御  
異論があるということも承知いたしております。

それから、この六十億ドルに關連しまして、こ  
れは統一を阻害するとかそういう観点ではござい  
ませんが、三千八百万に及びます韓国人の経済社  
会の安定ということで考へておるわけでございま  
す。

○小林(進)委員 何も私は局長なんか政治答弁  
を求めているのじゃないのだ。君、のこの出で  
くるなよ。君は事務的な問題だけを答えていい  
のであって、大臣以上の政治答弁をしていい  
なないか。これだから日本の外交が道を誤るのだ。  
冗談じゃないよ、君。そういう思ひ上がった態度

はやめたまえ。もう君の答弁なんか要らないから、帰っていいよ。

そこで、はくはこの韓国問題は切りがないから結論として言うけれども、この六十億ドルの借款は反対です。いま、むしろ南北朝鮮の分裂を固定化するの力を与えるだけでありまして、われわれの要望する平和な統一せられた朝鮮を出現する道には何にも効果なしと見て、私どもは反対です。あなたたちが本質的に考えを変えられるまでは断固として反対であることを申し上げておきます。

こんなことで時間をとっていると、用意した質問が二十問もあるのにまだ一問もいっていないので、次に行きます。

同じ朝鮮問題に関連して、金大中事件の問題、これもそうです。われわれの方に毎日のようにこういう陳情、請願書が来るのです。国民は忘れておりませんよ。いまも全国的に、金大中救出、金大中有罪判決は政治決着違反である、欺瞞である、そして、罪もない人がこういう無罪な罪を着せられて、永久に、いわゆる無期懲役なる形で監獄で呻吟をせられている、お気の毒だという声が国民の声です。

その声を代表して私は、この金大中事件を四十八年から質問しているのです。決算委員会、外務委員会、予算委員会。だから、いみじくもここかの新聞は書いた。これは五十四年六月ですけれども、国会の各委員会において——これは私の記録をとどめるんだから、記録にとどめる必要でちよつと書いておきますけれども、国内の問題では、いわゆる北富士の射撃場の払い下げの問題で、委員会で二十五回質問した人がいる。これは国内の問題ではレコードホルダーだそう。わが国会が明治二十三年にでき上がったからのレコードだ。外交問題では小林進だ。金大中事件で十五回、これは五十四年までで、いまは入っていないんだが、同じ質問をしているのです。これは、外交問題では日本の国会のレコードホルダー。それくらい執拗に繰り返して私はこの金大中事件をやっ

ているわけです。

わが日本の主権を侵害された、独立国家の名譽と主権を侵害されたという、これは並み大抵の問題ではないんだ。主権侵害ではこれに準ずべき問題で、フランスでもよその国でも、国交断絶をしたり、戦争手段に訴えたりしている例が歴史の上では幾つもあるんだが、それほど重大だという認識が残念ながらわが日本の国会にない。だから私は繰り返して言っている。いま一つは基本的人権の問題です。罪なき人が、日本の法律のもとに九段下のホテル・グランドパレスに安らかに滞在している者が、無謀な外国の権力が土足で入ってきて、日本の主権、日本の法律を無視してその人を拉致していくなんというようなことは、どんな野蛮国でもあり得ない問題だ。そして人権を侵害せられて、いまなお罪なき罪に呻吟をされているという状態だ。

これは、私は歴代総理大臣の五人にこの問題を質問している。外務大臣、法務大臣にも全部私は質問している。一番最後に答弁をしたのが、五十四年の園田直外務大臣。そのときには、彼はわかつたようなわからぬようなことを言っていたけれども、結論としては、捜査当局は依然としてこの問題の真相を追及中なんだから、その捜査当局の結論を待つて新しくこの問題を処置したいと思う。正確に言えば、この問題については、当時の政府が日韓関係その他の大局的見地から、政治的決着を判断したわけである、現内閣もこの方針を維持、尊重しているが、捜査は続行し、新しい韓国の公権力行使の事実を裏づける証拠が挙げられれば見直しすることになっております、今度の米園文書公開に基づき有力な資料が出てきたわけであつて、引き続き真相究明に努力をいたします。これが五十四年五月三十日の園田直外務大臣の質問に対する答えなんだ。

その後引き続きやりますと言っているうちに、十月に衆議院が解散になつてしまった。これで外務大臣はやめちゃった。いよいよ選挙が済んだからまたやろうと思つたら、また半年もたたない

うちに、五十五年の六月に同時選挙で解散をやらされた。解散に次ぐ解散で、ついに園田直外務大臣のこの公約を追及するいとまがなくなつて私は今日に至つておる。だから、外務委員会でもやろうと思つたけれども、わが党の理事も、おまえはまだだ、おまえはまだしゃべるのは早いと言つて抑えられていてしゃべる機会が与えられない、残念ながらついに今日に至つたのであります。これは外務大臣がかわらうとも、いわゆる内閣の継続性ですから、一体これをどう処置せられているか。もう官僚の答弁は要りませんよ。私は、へつばこなお役人の答弁を聞くためにこの貴重な時間を費やしているわけじゃない。外務大臣、それから次には捜査当局、警察庁、どうぞひとつお答えをいただきたい。

○木内政府委員 小林委員御指摘の園田大臣の御答弁のとおり、刑事事件としては引き続き捜査の対象となつておるわけでございます。また、公権力の行使ということがわかりますならばその場合には見直しをするということも、小林委員御指摘のとおりでございます。

○櫻内内務大臣 たいま木内局長の答弁を申し上げたとおりでございます。現在の内閣も引き続きそのような姿勢をとつておるわけでございます。

○小林(進)委員 委員長、頭脳明晰な委員長も委員長席におられて答弁を聞いておられるのです。あれは一体答弁になつておるのでしょうか。あれは私が言ったことをそのままオウム返しに言っただけなんです。そんな失敬なやりとりなんだというのがあるんじゃない。私は、いまの答弁は断じて了承するわけにはまいりません。しかし、あわせて捜査当局にお伺いしますけれども、捜査当局はこの問題をその後どう処置せられているか。

これもいまの三井警察局長がまだ警察庁の警備局長の時代、私の質問に答えて、これは五十二年ですが、特別捜査本部の機構は若干縮小いたしましたけれども、鋭意この真相追及のために、夜

に昼を継いでとまでは言わぬけれども、真剣に捜査活動、真実追求のために努めておりますというお話があつたが、現在どうなつておりますか。具体的に答えてくださいよ、いまの外務省のあんなおちゃらかすような返事じゃだめです。

○山田政府委員 金大中事件は、きわめて悪質重大な逮捕監禁、略取誘拐事件と認識しております。発生以後、金大中氏逮捕監禁被疑事件特別捜査本部を警察庁に設置いたしまして、現在でも約二十名の体制で捜査を続行しております。どういふ捜査をやつておるかという点でございますが、すでに犯行グループの一人の金東雲は割り出しております。連行に使用した疑いのある車両も割り出しておるわけでございますが、引き続き連行グループの追及のため、たいまは、新たな情報の掘り起こし、関係者の洗い直しの捜査、また既存の捜査資料の再検討、こういうことを中心にして、大変時間がたつてしまつて捜査資料も乏しくなつてきてはおりますが、じみちな捜査を続けております。しかしながら、現在までのところ、捜査の進展に役立つような有力な情報もございませんし、とりたてて御報告申し上げるような進展がない、これが実情でございます。

○小林(進)委員 現在二十名の捜査員をもつて鋭意捜査をしておいでになるという御答弁ですが、若干私の主観が入るかもしれせんけれども、歴代の警察庁の捜査の状況を眺めて——いまの三井さんの前の警察局長官の山本さんが警備局長、またその前は高橋さんでしたか、警察庁長官の歴代を眺めてみますと、さすがに日本の警察は、いまの外務省なんかの人を小ばかにした答弁とは違つてやや真剣に事実の追及をやつていただいているというふうには私は若干好意的に考えております。これ以上意地の悪い質問をすることはやめたいと思います。ともかくどんなに時間がかかるかとも、こういう捜査本部は廃止したとかやめたとかとういふことがないように、どんなにじみであるうとどんなに時間がかかるかと、これは日本の独立に關する、主権に關する問題ですから、ひとつどうし

ても結論が出るまで御奮闘を賜りますよう切にお願ひいたしました。この問題は終わることにはいたしません。警察庁、お帰りになつても結構でございます。

次に私は、アメリカと日本との関係について常日ごろ考へていることについて二、三御質問いたしたいと思つてあります。

第一問といたしましては、アメリカでいま反核の世論というものがヨーロッパ諸国と相呼応して非常に盛んに起きておる。このアメリカにおける反核運動あるいはケネディ氏等々の米ソ両国の核の凍結などという問題には私は非常に大きな期待を持っておる。そういう点でお尋ねいたしたいのでございますが、最近の情報の伝へるところでは、アメリカの大衆のムードというものははっきりと核軍縮の方向に向かつておる。各種の世論調査でも、アメリカ国民は二対一の關係で核兵器の凍結、軍縮に賛成しているという情報をとつておる。これが事務当局でよろしい、アメリカのこの反核運動、核凍結に対する世論の動向の詳しいデータがあつたらまずそれをお聞かせ願ひたい。

○淺尾政府委員 たいまお示しのデータも一つかと思ひますが、反核運動を支持する者が何多、あるいはそれに反対する者が何多という正確な資料というものは、いまのところまだわれわれは持ち合せておりません。ただ、現実の問題としてアメリカの国民の間でそういう声が出てきており、また議會の中でもケネディ、ハットフィールドという者が核の凍結というようなきををして、それに対して、それは現状の固定であつてアメリカが不利になるという反対の決議案というのが出ておるというのが事実でございます。

○小林(進)委員 では、この問題に関連していま一つお伺ひいたしますけれども、レーガン大統領は世論調査でも非常にいま人気が高つておるが、このレーガン大統領は核戦争の危険を増大させておると思ふ人が、危険性を減らしておるという世論よりも上回つておる、こういう統計がアメリカ

の世論調査の中にはあらわれておるのです。この資料をお持ちになつておるかどうか、あわせてお聞かせ願ひたい。

○淺尾政府委員 不勉強で申しわけございませんが、いま委員御指摘の附帯的なデータというものを私たちは持つておりません。先ほども申し上げましたように、アメリカの中でも軍事費の増大について反対の声が出ておる、それ自身は事実でございます。

○小林(進)委員 いやしくも北米局長だの北米局長だの設けて国民の税金で高給をはんでいて、こういう国際的な動向を決する、あるいは日本の外交の将来を卜するような重大問題について、私のようないがな私一人でもこういうデータを持つておるにもかわからず、それを持つていないというのには不勉強きわまる、一体何のために外務省の予算がある、何のために高給をはんでおる、これは実に重大問題だ。こういうようなことばかりやつておるから日本の外交は右顧左弁して、もつてわれわれを感銘深からしめるような意見がらつとも出てこない。嘆かわしいね。よくそれで北米局長なんて地位にとどまつていられるね。本當に恥ずかしい次第だが、これはやむを得ないけれども、われわれもこういうことではとても座して見るに忍びずだ。こういうことは大いに反省してやらなければならぬ。別の機会に場所をかえて、こういうような問題は私も真剣に考えなければならぬと思ひます。

そこで、それに関連して、レーガン大統領は三月三十一日のテレビのゴールデンアワーで、これも初めて記者会見というものをやりになつたんだが、解説でですけども、これはすなわち米国内及び国際社会を覆つて反核ムードに何かこたえなければ彼自身の人気を保つわけにはいかない、こういうことからあつてこういう適当な時間に記者会見をおやりになつた、こういうことである。その記者会見の内容は、米ソ戦略核兵器の凍結ではなしに本格的な削減に向かつて開始をやりたいと思ふ、こういう意味の新聞談話を発表せられ

ているのでありますが、その前の三月十六日にはソ連のブレジネフ書記長がモスコで演説をやつて核の問題に対する彼の意見を發表せられた。このブレジネフ演説にレーガンは答えて、何かアメリカに不利な世論の鎮静に努めたというようにもとられるのでありますが、外務大臣、このブレジネフ演説とレーガン談話、二つを並べて、一体日本の外務大臣はどちらをとるべきであるとお考へになつておるのか、御所見を承りたいと思ひます。

○門田(省)政府委員 事務的な部分について私の方から御説明させていただきます。ただいま小林委員から仰せがございましたように、三月十六日にブレジネフ・ソ連書記長は、いわゆる凍結案を明らかにしたのでございます。この案はすでに八一年の二月の時点におきましてもブレジネフ書記長は明らかにしている事柄でございます。内容的には、一つには対象地域をソ連と、その代償といたしまして、米國、NATO側がパージング及び巡航ミサイルの欧州配備を中止するということを要求している、こういう内容のものでございます。

一つには欧州部に限つておるということが問題でございます。御承知のようにSS20は五千キロに及ぶ長距離の飛行能力を持つておるわけでございまして、欧州以外の地点に配備がえをする場合には依然として十分欧州に対する脅威を持ち得るという点があるわけでございます。それから、現在欧州部にはNATO側の地上発射のミサイルは全然存在していない、ゼロという状況でございます。このような事柄を踏まえた上で凍結と申しまして問題がある、かように思われるわけでございまして。したがらして、私も申しましてはアメリカ側が申しておるゼロオプションというものは、つまりSS20をグローバルなベースで撤去するというのが望ましい、かように考へておるのでございます。

○小林(進)委員 SS20が欧州の地域になくたつて何とかわラル山脈を越えて飛んでいっていわゆる対立をする力も持つておる、そういう理屈をいまあなたが言われた。しかし、NATOの方にまだそういう戦域核ですか地域核、戦術核は持つていない。ならば、アメリカの言うようなゼロオプションの方がやはり正しい、そういうことをくちやくちやく言われたけれども、私どもはそういうような技術的なことよりも、どうも外務省あるいは外務省の小役人の考へることは何でソ連側の言うことは危ない、アメリカの言うことは何で正しい、そういう前提の上に物をしゃべつておるとしかとれない。また国民大衆に聞いてみるとみんなそういうふうな考へておる、みんなとつておるのです。まずその結論を出しておいて、アメリカさんの言うことは白が黒でもこつちの方がいいんだと云つて、後はいまの小手先細工で、いやいや、ゼロオプションの方がいいんだ、NATOにはまだ既成の、軍備配備ができてないからというふうな理屈は後についておる。この姿勢が日本国民の一番納得のできないところなんだ。アメリカが言おうとあるいはソ連が言おうと、國のいかに言おうと、人類滅亡の核をひとつなくそう、減らそう、削減しよう、凍結しようというならば、拡大しよう、大きくしようということよりも、どんなに一人人類に益することがあるか、そういう観点に立つて物事を公平に判断していくのがいわゆる非核三原則あるいは平和憲法を持つておるわが日本の公正な立場じゃないかと私は思ふ。その公正さがないじゃないですか。いまこうやつて見なさいよ、あなた。社会党もおれば共産党もあり、新自由クラブもいる。社会党がおつしたからあれはだめでございまして、そういうような論調は許すわけにはいかないけれども、外務省の言ひ方は、外務省の物の考へ方は全部それなんです。それはやめなければならぬ。重大なポイントです。これはもう時間がないからこれだけで論議していくわけにはいかぬから、きょうは締括

質問だ、所信表明の段階だから問題点だけを明らかに指摘しておいて、これはこれから詰めるので、すよ、こういう外務省の姿勢を。

これに関連して、最近ジュネーブにおける国連欧州本部で三月三十一日から開かれた国連非政府組織（NGO）軍縮特別委員会主催の「第二回国連軍縮特別総会と国際世論会議」は、六月に開かれる同特別委員会に対し、第二回目の軍縮総会において「核兵器に対する人類の自滅に反対して、高まる世界の声に注意を傾け、狂気の軍備拡張競争をやめさせるため適切な処置をとるよう」というアピールを各国政府、関係省の方へ一致してこれを通達するという事でこの会議がおさまっているのだが、私はこの会議を非常に重要視している。むしろ政府自体が出席する官制の会議よりは、いわゆる世界の反核平和団体がこの会議で一致して民間団体の主張とエネルギーを結集して、そして世界の世論と政府を動かしているという、これは非常に重要だと私は思うのです。この中には八十七の国際団体、四十二か国から四百二十人の代表が参加をいたしました。日本からも原水協や原水禁あるいはその他の約八団体から二十五人が参加をしているわけなんですが、この会議と結論を日本の政府は一体どう受けとめられていますか。あるいはこの会議の中にオプザーバーでも送ったのか、どの程度の関心を示されたのか、これをまた承っておきたい。

○門田(省)政府委員 このNGOの会合は、委員がおっしゃられましたように、いわゆる非政府団体の会合でございます。したがって、政府からはオプザーバーを出すということになっておりませんので、派遣はいたしておりません。

NGOの会合の結果等につきましては、わが在ジュネーブ軍縮代表部においても、外部から、その会議の内容の動き等につきましては適当な機会を見つけてこれをフォローさせていただきますという努力はいたしております。今回の会合の模様につきましてはまだ報告を受けておりませんが、このNGOの会議の模様、決議あるいは一つの考え方は

がまとまるという場合には、私どももその内容を十分検討させていただきたい、かように考えております。

○小林(進)委員 こういうところが、いかにも官僚的にちっとも血の通った外交をやらぬ何より証拠なんです。こういうような非政府の組織団体、これがやはり正しい世界の世論をキャッチして、世論を動かすのです。六月の第二回国連軍縮総会にも大きなファクターになってあらわれてくる。本日に日本の政府が第二回国連軍縮総会に総理大臣みずから乗り込んでいって、そして唯一の被爆国として世界の平和に訴えてやるなら、まずこのようにところに準備運動をしなくちゃいけない。私が外務大臣だったらすぐやりますよ。たとえば広島や長崎の映画の一本ぐらいいって、ここに集まってきた四十二の各国代表にもやったらいいと思う。広島のアピールをしたり長崎をアピールしたり、そして六月のその大会に臨んでいく総理のものはや準備運動、ウォーミングアップぐらいいちやんとやる、これが本日に被爆国としての日本が当然やるべき行為だ。私はオプザーバーという言葉でちよっと表現しましたけれども、こんなところへ映画の一本ずつぐらいい、録音機の一台ずつぐらいい配ったところで、外務省の予算が一体どれだけ損するのだ。それが行政ですよ。それが外交ですよ。何もやりません、オプザーバーを出すようなわけがありません。そんなことだから、いわゆる生きた日本の平和運動が身を結ばないのだ。反対です、そんなことは。おやりなさい、これから。またこういうことがあるときに何をやったか聞きますから、そのときにまたやっていますよ。重大なる警告を発しておく。

それに関連をいたしまして、四月二日の日本の報道によれば、日本国内においても反核・軍縮の決議、意見書あるいは宣言、要望などを採択された府県が三十三あるという。モーションの遅い日本ではあるけれども、やはり平和愛好心というものは、地にあり山にあり川にあり海にありだ。この世界の反核運動に呼応して、日本ではあつと言う間に三十三の都道府県、採択率七〇%、市町村議会でも、全国六百五十一の市のうちの過半数がいわゆる反核の決議あるいは要望書を出しておる。あるいは三百八十八の町と四十八の村がそれぞれ核廃絶の決議をしている。まあまあ喜ばしい現象だ、こう思っていたら、これに対して三月二十六日、自民党は反核決議に飛び上がって驚いて、都道府県連に対して非核宣言は無意味だと言った。これは外務大臣、あなたにお聞きしているのですよ。反核運動は無意味だという党の意見書を通達をして、地方議会を牽制したというのだな。日本の政府を構成している自民党がこういう非常識なことをやっておるとは氣遣いざたじゃないかと私は思ったのであります。自民党の所属議員でいらつしやる、幹部でいらつしやる外務大臣、かつてはあなたも幹事長、いわゆる党運営の中核部にいられた。この行為に対してあなたはどういう御所見をお持ちになつておられるのか、この際承っておきたいのであります。

○櫻内(進)大臣 私から申し上げるまでもなく、わが国は非核三原則を堅持しており、また国会におきましても決議が行われておる。そういうことで、日本は国際的にはつきりした姿勢をとつておるわけでございます。ところが、国内においていろいろの動きがあることについて、自由民主党の方で、何かそういう動きは好ましくないという見解を示した。いまはつきり記憶はしておりませんが、すでに日本の国内でござつてそういう明白な姿勢をとつておるといふことは、国会の決議ですから、また非核三原則をはつきり明白にしておるのであります。それを一部はやる、一部は、やらないとは言わなければいけません。やらない状況のもとに、客観的に見るとこれはどういふものかというおそれもあります。ですから、自由民主党としては、すでにこういうことになつておるから、そういうことはどういふことかなという文書であつた、こう思ふのであります。

○小林(進)委員 いまの答弁は、全く答弁になつておりません。これはもうだめです。第一番目には、いいことは何はやってもいいのだ。国民の一人一人に浸透するまで、いいことは繰り返してやってもよろしい。だから、南無阿彌陀仏と唱えれば極楽浄土へ行けるとなれば、一生何徳も繰り返すし、アメンを言えば天国へ行けるとなれば、何徳も繰り返しておる。これはいいことは何徳も繰り返していいが、そんな理屈で禁止をしたということは理屈にならぬ。ほのかに聞けば、反米運動につながるおそれがあるからということではこれを急遽やめさせたと言つておる。こういうことは、すなわち日本国民の正当な要望も、アメリカの御機嫌を損ずるからやっちゃいけないという、アメリカに隷屬的な発想から生まれたということで、実に残念にたえない。これは改めてもらいたい。

それからいまい。日本は非核三原則があるからそういうことは繰り返して言う必要はないと、いましてあなたが言われた。きょうは時間がありますが、私も、非核三原則のもとで、日本には核を積んだ戦艦も航行いたしておりますし、核が存在していることも既成の事実だ。きょうこれをやったのじゃ切りがないから言いませんけれども、非核三原則があるから必要がないといういまの言葉だけは、私は返上いたします。返上して、改めて日本に核のあることは、縦からも横からも前後からもやつて、私はあなたに必ずまいったと言わせてみせますから、これはひとつ後日の議題にしておきます。

いづれにしても、こういうことはやめてもらわなければいけない。「人類滅亡の危機だ」と呼ぶ者あり。実際、自民党の席からも、こういう天の声がかかつてくる。まさに人類滅亡ですから。こういう通達は自治体の自主性を破壊する。いづれにしても間違ひですから、前幹事長として撤回すべきだと私は思いますが、撤回、おやりになりますか、外務大臣というよりは前幹事長。

○櫻内(進)大臣 いまおっしゃるとおり、私は前

幹事長でございまして、党の運営上につきましても責任の衝にないわけで、私がここで答えしても、それこそ無意味だ、こう思うのであります。○小林進委員 決して無意味ではありません。閣僚の有力な一人でもありませんし、また、自民党の有力なる幹部でもあらせられますから、無意味などということはありませんけれども、あなただけが若干の弱いジュニアマンでありますから、この問題はひとつこの程度でネックにして、次に行きたいと思っております。

時間がなから駆け足で言いますけれども、アメリカの議会において反核マラソン討議が行われたというんだ。三十日の午後です。核競争に關する特別討議が行われて、アメリカにしろや珍しい六時間四十分も討議をして、いやしくも三十九人の議員が発言をした。この発言をしたときには、アメリカの下院の玄関口の高いところで、いわゆる団塊 大衆がみんな階段に集まってきて、そこでまたグループをつくってキャンデル集會が開かれたという。アメリカにしろや珍しい、院の内外を通じての反核運動が盛り上がり過ぎてきているというのであります。

その討議の冒頭に、発起人のリーチ（アイオワ州・共和党）——アメリカというのは日本とは違いますが、共和党、民主党は、一つの政策になると皆そこで一緒になってやる。これは私はいい傾向だと思えます。それからマクヒュー、これはニューヨーク州の民主党。両議員が、核凍結決議案支持の立場から発言の火ぶたを切った。ソ連が米國よりも優位な核戦力を持つていたということを言っているが、レーガンの言うことは間違いない。もうアメリカが武力の優位を持つていた時代は去った。優位の喪失を嘆く人もいるが、時計は戻らないというんだ。そんな過去の夢を追ったつてだめだ。レーガン大統領は核軍縮交渉に入らなければならぬ。早速やるべきだということを述べたというんだね。

これを受けてオニール下院議長。これは私も合つてきまして、非常に意気投合してまいりました。

た。アメリカは、御承知のとおり総理・総裁なんでもないのはいないんで、いわゆる下院議長が事実上はその政党の一応党首的役割を持っていられるから、実力者であります。このオニール下院議長（マサチューセッツ州・民主党）が立つて、私はいま一九六九年のベトナム討議を思い出して、あの長期間にわたる白熱した討議を境に、アメリカ国民のベトナム戦争に対する態度が変わっていった、核軍縮競争は破局への道だと警鐘を鳴らしたというんだ。アイゼンハワー元大統領の言葉をいまこそ思い出して、米ソの核を凍結しようではないかという発言をされた。

これに反論をして、マイケル下院共和党院内総務——院内総務といえは大変な実力者ですね。この人が、米國が核を保有しているのは自由世界防衛と核競争防止のためだ、現状ではソ連が核の優位にあり、米國の核抑止力は不十分だ、B-1戦略爆撃機、MX次期戦略ミサイル体系の開発を続けなければならぬ、核軍備を増強しながらソ連と完全に対等の立場で査察可能な凍結に持ち込む必要があると述べた、こういうのです。この全く相対立する二つの意見がアメリカの下院の中で論ぜられた。

そこで、私は外務大臣にお聞きするのだが、あなたオニール下院議長は核軍縮競争は破局への道であるという説に賛成せられるか、あるいはマイケル下院共和党院内総務の核の軍備を増強しながらソ連と完全対等の立場でこの交渉に入らなければならぬという説に賛成せられるか。これは、日本の外務大臣としてこれから対アメリカ外交交渉をつける二つの岐路、分かれ道です。あなたの御意見を承っておきたい。

○櫻内閣務大臣 たいだいの二つの対照的な所見、これは従来もしばしば問題になっておるところでございます。昨年のオタワ・サミットの討議の状況を見ましても、ソ連の現状というものについては西側諸國は非常に憂慮しておる。日米間において、そういう合意があったと思うのであります。

そこで、できるだけ低いレベルの均衡に早く持っていくように、核の軍縮競争でどんどん増大していくというようなことは好ましくない、避けるべきであるということとは当然だと思うのです。ですから、できるだけ低いレベルでの均衡が好ましいというところでございまして、私も一日も速やかに、そういうふうなことを進めたい。したがって、いまアメリカの方で、核戦力についてはおくれおくれ、だから追いつかなければならぬという意見はあるが、現実には中距離核戦力削減交渉は十一月三十日から行われました。それからSALT Aの交渉についても近くやろう、米ソの間でもそういうふうに対話はためみなく行われておるので、そういう面をせひとも助長して、できるならばできるだけ低いレベルの、できるならさらさら核の廃絶に向かうべきだ、こう私は思います。

○小林進委員 外務大臣、これは外務省の官僚も聞いてもらいたいのだが、ここに大変大きな間違いがあると私は思うのです。均衡を保ちながら核の軍縮をするなどというのは、本当にごまかしなものです。このごまかしを世界じゅうだれも知らない者はない。お隣の中国なんかに行くと思つていられるのです。それをまだ日本の官僚は——外務大臣なんか、官僚がこういう返事をさせているのだらうけれども、現実にはいままでもそんな核軍縮のための均衡を保てたなんという人類の歴史がありませんか。まして、レーガンはいわく、いまはまだソ連に対して劣勢だといふのだ。核数は劣勢だから、これがソ連に追いついて優位に立つたところの均衡を保ちながら、そこで初めて核の凍結その他の交渉をやると言っているのだが、これに対して、同じアメリカでも、ケネディは何を言っていますか。あるいはこのハットフィールドという上院議員も言っている。あれはごまかしだ、いままでもなおかつアメリカの方はソ連に決して負けてはいません、アメリカの方がむしろ有力だと言っているのです。アメリカの議会内部でこういう議論が分かれていて、仮にレーガンの言うことが正しくてソ連に追いつくだけの核軍縮に成功

したとしたら、ソ連は黙って見ていますか。黙って見ているとお考えになりますか。アメリカが伸ばせば、またアメリカに追いつけ、追い越せば。必ずソ連も対抗上、核兵器の拡大を図りますよ。そうしたら、またアメリカがやる。これはまるで拡大競争に油を注ぐ以外の何物でもない。それをいまあなたたちは承知で言っているのか、承知しないで言っているのかもしれないけれども、これは國民をごまかすにはなほだしい詭弁です。

理論は別として、いまアメリカとソ連がやりましたあのSALTの交渉は一体何ですか。第一次交渉、第二次交渉、あれほど夢中になった戦略核兵器に対するあのSALT交渉が軍縮につながりましたか、核の縮小につながりましたか。何だ、質的にソ連の方よりはアメリカの方が進んでいるから、ソ連は質を高めてアメリカに近づくと云つたら、今度は質を量に近づけて、量もふやします、質もふやします。量もふやします。SALT交渉を続けている間に、恐るべき人類滅亡の核拡大が今日まで大きく伸びてきたではありませんか。これが現実なんだ。SALTという名のもとに行われたこの核の拡大の競争をレーガン政権はさらに急ピッチでやろうというのだ。やられるソ連が黙って縮小の方向へ行くなんて思ったら、なんでもない間違いであって、これを改めなければならぬ。これを改めるといふことが当面する核問題の一番ポイントです。あなたはどうです。おやりになりませんか。

私は、あの総理大臣の鈴木さんという人は一面はりっぱだと思つてますよ。二つだけりっぱだ。一つは、核は何といつても絶対的な悪だ、核は悪に等しい、あれは最後においては廃棄すべきであるというあの主張は正しい。それからいま一つは、憲法の改正はやらぬ、現在の憲法で正しい。りっぱですよ。私も、野党だからといって、与党の党首が言ったことは何でも反対なんというけちなことは言いません。自民党の総理大臣でも、言うことと行うことが正しければ、いつで

もこれを支持し協力するにやぶさかではない。

だけれども、鈴木総理は後が悪い。核を縮小し、核は悪だから廃絶することを終局の目的にすると言うが、そこに至る手段としてやはり均衡論だ。核の均衡を保ちながら——いまあなたの言われたのと同じだ、だんだん縮小していく。これはだめです。これは言ってみるだけだ。アメリカに迎合した言い方なんだ。みんな心の根柢はアメリカさんに迎合し、おへつらいを言って、従属した意見だ。悪と知ったら、アメリカだろうとソ連だろうと、直ちにこれは縮小せい、凍結せいという、神に誓って正しい主張が日本の外務省から出てこなくちゃいけないじゃないですか。だから、あなたも言われた縮小論はよろしい、均衡論はだめです。そんなインチキを言っははいけません。いま一度答弁してください。

○櫻内内務大臣 これは日本だけがそう言っているのじゃないので、オタワ・サミットの例を引きましたのはオタワ・サミットにおけるそういう合意なんで、これは私はそれなりにいいと思うのですよ。

それから日本は、これは何しろ実効性が上がらなければいけない、こういうことで、今度の第二回軍縮特別総会に臨むに当たっても、核の競争を廃止する、やめてもらう上に何がいいか。実効性のあることです。それはやはり核実験の禁止じゃないか。これは日本は繰り返して言っているのです。核実験の全面禁止、それから核拡散防止体制の強化、それからもう一つ今後恐るべきものが化学兵器である。この化学兵器の禁止の早期達成、そういうようなことがありますが、一方において小林委員のおっしゃるようなそういうおそれが全然ないとは私も言いません。われわれは低いレベルの均衡、縮小ということを主張しているが、なかなかそうはいかない。小林委員がおっしゃることもよく傾聴いたしました。しかしわれわれは、一方の主張は主張、しかし同時に実効性の上がることとしてはどうか、それは核実験の禁止、あるいは現在核の削減というものを米ソの間

でも交渉しているのですから、この達成、そして核拡散防止体制の強化、こういうようなものがないとどんどん行われるということによって核の廃絶に向かう、あるいは軍縮の達成を期する、こういうことです。

○小林(進)委員 外務大臣は人柄ですからね、あなたは余りうそを言わないということ私は信じておりますので、あなたの人柄に免じてきょうはこれ以上は追及しません。日を改めてひとつ申し上げることにいたします。いづれにいたしましても、私は率直に申し上げて、いま世界が人類の滅亡の前に、それはヨーロッパを問わずアメリカを問わず日本を問わず、いかにして核の危険から逃れるかという声が燎原の火のごとく世界で巻き起こっている。これほど世界の四十億、五十億の人間を恐怖に陥れている原因はだれなんだ。だれでも明瞭でしょう。二つの超大国なんでありませぬ。この二つの国がこれをやめればそれでいい。あとは世界に百二十あるか百五十あるか知らないけれども、それらの国々が全部おびえているのは、たった二つの悪者どもがいわゆる人類滅亡の核拡散競争をしているということに原因があるんだ、これは明らかであります。外務大臣、これは間違っておりませぬ。

○櫻内内務大臣 二つの超大国が冷静に考えなければならぬ問題だ、これは同感です。

○小林(進)委員 外務大臣から明快な御答弁をいただきまして私の愛も実にもさつと落ちました。そこまで明確なお答えが出てくるとすれば、いまさらわれわれは西の陣営へ入るの東の陣営へ入るの、あるいはアメリカの核は正義であってソ連の核は悪だなどという、そういう一辺に偏した考え方はやめて、日本もいわゆる戦後から立ち直って三十七年、まさに経済大国、第二位だ、実力を備えている。わが日本のこの実力の前にアメリカもおびえ、ヨーロッパもこまねいているというこの現状だ。みずからの力を自覚したら、この二つの超大国にいわゆる公平な立場をとって、両方にこ

つのジャッジといえますか調停役といえますか、そういう役割りを演ずるのが今日のわが日本の重なるかもしれません。また、このために金がかかるのならば国民は喜んで金を出しますよ。これが私は日本の総理大臣、日本の外務省としての崇高な任務ではないかと思う。しかも条件は幾つもある。何度も繰り返して言うように世界における唯一の被爆国なんだから、この被爆国という立場、しかも世界でたった一つ戦争をしないという平和憲法を持っている、これも一つわれわれの交渉のいい武器になりませぬ。これを全部活用しながら、どうですか、この二つの超大国に、こ

うばかげた競争をするのはおやめなさいと乗り込んでどうですか。

鈴木さんもベルサイユ・サミットにおいてに

るというが、あるいは国連の軍縮会議にも行かれるというが、ソ連とアメリカの二人をひとつ広島へ招待して、広島のある原爆のムーンの中

どうですか、外務大臣。

○櫻内内務大臣 大変有益な御高見を承りました。

そこで、私も米ソが腹藏のない話し合いをする必要があるのではないかと。そして、ただいまの小林委員の御指摘のような、そういうことが話し合えるようにしたい、こういうふうな念願しておりますが、これについてはやはりただ理想論ではないので、実効が上からなさいいけない。こういうことからのいたしますと、きょう小林委員が

る言われるようにアメリカの考え方、あるいはソ連の考え方については突っ込んではおっしゃらなかったが、欧州地域だけ凍結しようとかどうとかいうのでしよう。これは日本の立場から言えば、極東を含め三百からSS20を置かれて、欧州の方だけとは——ウラルの方からほんとうの方へ

すつ飛ぶ距離は持っているというふうなことを聞くとやはりこれも冷静に考えなさいいけない、全体でやってくれるならいいけれども、そういうようなことも考えたら、ソ連もまたアメリカもそれぞれ大変な駆け引きの中にある、やはりこういう大事な話の実効性が上がるようにするためにそれなりのよく言われる、余りいい言葉じゃないですけれども、いわゆる根回しでも十分して、そして実効のあるように進めなさいやならぬ、こう思うのです。

○小林(進)委員 根回しという問題も賛成です。私はそれも含めて発言しているのです。もう時間がありません。いまやめると言ってきましたから、私はこれから貿易摩擦の問題、アメリカの経済の破綻の問題それから——いま日本の外交は、あるいは防衛もみなソ連を仮想敵国でやっておられるが、私が一番聞きかかったのは、ソ連が侵略をしたときに一体だれを、何を守るのか、だれが守るのか、それを聞きかかったのです。

それから、いろいろ問題を整理しましたけれども、半分もこないうちに終わっちゃったから、また次にうちの理事にお願いして、頭を下げて、懇



願相努めてやらせてもらうようにやります。

きょうはこれで終わりますが、ただ一つ私は言っておきたい。

貿易摩擦の問題も、一体日本は何を悪いことをしましたか。私は毎晩考えているんだけど、アメリカに対しては——なるほど日本は鎖国だった、ペリーが浦賀へ来て日本を開港して開港させた、以来日本は今日までアメリカには開港され放しです。本当に開港をせられれば、開港されたら力を加えられて、その日本がたまたま開港されたら、アメリカに抵抗した。それが第二次世界大戦だ。それで負けた。それから第二次世界大戦、また圧力に次ぐ圧力だ。日本は日本の経済を守り生活を守るために自由貿易の原則に従ってやっ

た、日本の立場で物を考えてやっていると、まるで悪人のごとく言われておる。そこへ日本の外務省から通産省、農林省までこそ千円万、頭を下げて悪人のように言いわねばかりきれない。腹が立って腹が立ってしようがない。かつて世界の経済を支配したアメリカが今日あの貿易の破綻に近いような赤字を出しているのは何が悪い。力以上のこういう軍備の拡大をするから、戦争準備に狂奔しているからだ。それをやめればいいんですよ。それから、第二次の石油ショックに對する手当てが足りなかった。いろいろの理由はあるけれども、一年間に、いま人類が戦争しておる、そのために五千億ドルも使っているという、これをやめなさいと言っているのは何も私が言っているんじゃない。国連の中にあるでしよう。私は資料を全部ここに持ってきまして、国連の中にあるじゃないですか。軍縮と開発に關する国連専門委員会というのが二年かかって、いま何よりも国連が取り組まなければならぬのはこれだと言っている。日本から行っていいじゃないですか。この専門委員会の中にかつて国連大使をやったあの楠坪君が入っている。いかに人類の平和を保ち開発を進めるためにやるかという——アメリカはこれをやめればいいんですよ。自分が氣違ひ

じみて世界の戦争を挑発して歩いている、そのば

かげた行為をやめて、そしてやればいいじゃないですか。

私は、ここにアメリカの経済の破滅をアメリカ人みずから論じている貴重な論文を全部持ってきたんだ。いま一時間もあれば私をこれを読みな読み上げて皆さん方に警告を發したいと思つて、そのみを言いなさいよ。日本の経済にけちをつけるつもりならば、みずからの国も反省したらどうだ。ゴールドシュミット前運輸長官等が、いまアメリカの経済はまさに破綻している、早く軍備をやめてこの手入れをしなくちゃいけない、巨額の連邦予算というものを、国防費の支出をして、これをやめなくちゃいけないと心あるアメリカ人が全部言っているじゃないですか。

私はもう時間がちやうど十二時になりましたからやめますけれども、このアメリカの平和を愛する——アメリカのいわゆる軍事に反省を加えていまひとつこの金をアメリカの産業、これだつて言っておきますよ。アメリカにはエンジニアがいるけれども、これが全部軍備の方に使われてしまつて、産業とか経済を助長するエンジニアがなくなつちやうど言っているのだ。人がいなくなつたと言つてアメリカの学者も専門家も嘆いてる。このアメリカの世論に日本の外交がアビークルいたしまして、先ほどから私が繰り返したように、ケネディ等を中心とするアメリカの平和論、軍縮論かつ凍結論がいまアメリカの世論を制しようとしているのだから、このアメリカの良識に日本の外交がマッチして、そしてアメリカの経済も産業も立て直せばよろしい。そういうふうな力を入れるのが本当の外交です。それをレーガン氏などという、若干気が狂つたとは言わなければいけません、戦争を挑発するところへばかり細目で見ても、そこへ従属をしていくような外交はやめてもらわなければいけません。

これで、時間が来ましたから終わりにいたします。

○中山委員長 午後二時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三分休憩

午後二時三十分開議

○中山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。土井たか子君。

○土井委員 午前中は小林進委員の方から大変高度な、しかも視野の広い質問がございました。私は特に、その質問の中で取り上げられまして日韓経済協力問題について、いわば関連質問をいまからさせていただきます。思います。

さて、小林委員が本日の新聞の記事になっておりました対韓協力三十五億ドル供与という中身について、これがデマ記事であるかどうかという議論をされたわけでありまして、私は外務省の姿勢というものは、これをデマと言おうが言おうまいが、従来から大変ふんまんやる方ない思いで見ているのです。外務大臣、よくお聞きください。十九日の当委員会において、商品借款の問題について向こうが二十五億ドルを要請していることに對して、一体日本としてはどういふ態度で受け答えをするおつもりなんでしょうかという質問をいたしました。大臣御自身はやるつもりもありません。これはまだわからないという答弁をされた。そうしたらその後引き続いて木内局長が、韓国側に伝えるかどうかは未定でございますけれども、いずれにしてもということ、その日の新聞に載つていた中身を伝える意思があるという意味をここで答弁されているのです。その日の夕刻になると、ニュースではもう伝えたといいニュースになってるのです。伝えるかどうかかわからぬという答弁をやっておきながら、もう後は秒読みですよ。その日のうちに韓国にやるという、これは予定どおりと申し上げたいと思うのですが、そういうことが事前にあって、新聞社にはそのことが外務省から出ている。そして答弁ではそのようないまいな答弁しか出ない。私は、新聞自身に對してデマ記事かどうかという資格は外務省にさっぱりない

と思つていますよ。外務大臣御自身も、私はけげんな思ひで見えております。外務大臣御自身はつんばげんに置かれておられるのか、それともわかつていてあのような答弁をわざわざおやりになるのか、二つに一つです。当外務委員会をどのよう外務大臣はお考えなのか。いいかげんにしてもらいたいと思つておられます。既定の方針をちゃんと持たせて、新聞に言われるような中身ぐらゐは当然この外務委員会です。言うべきではないですか。そういう点からいって、外務委員会に對して外務大臣の姿勢のほどが少し開通していやせぬかと私は思ひます。そのことをまず申し上げまして、きょうのこの新聞記事についても確かめを進めたいと思ひます。

三月十九日、いま私が問題として出したあの当日、日本から韓国側に経済援助問題に對して回答を出しました。ところが韓国側は、この一日になつてこれに對しては全面拒否の考えをもつて返してきた。六十億ドルの総枠を提示しようという要求も出し、商品借款も要求してきたわけですから、これに對して日本側としては一体どういふ受けとめ方をいまされているのですか。まさか商品借款というの、既存の政府方針ですから、言われて向こうがそれに対して考えてくれと持つてきたことに對して考えるはずはないと思ひます。六十億ドルという総枠について、総枠は示さないというのが園田外務大臣当初からの基本姿勢でございますから、総枠はまさかお示しにならないと思ひますが、この点どうですか。これは外務大臣からお答えいただけます。先日の十九日の二の舞はお断りです。外務大臣、いかがでございますか。

○櫻内閣務大臣 大変おしかりでございますが、けさ小林委員にも正確にお答えをしておりますが、新聞はどのように報道いたしました。繰り返して韓国側が六十億ドルという要望をしたことは事実ですけれども、しかしそれでは日本の経済協力の方針やあるいは積み上げ方式というものが、そういうことはなかなか相談にならぬという

ことで実務者協議を二回持つ。その間に先方がプロジェクトを出してきた。そしてそのプロジェクトを検討した結果、いまだ変更おしかりで、私わかないんだけれども、そのプロジェクトの中でODAにはこの辺は考えられる、この辺は収益性があるから輸銀ではどうか、そういう中間的な韓国に対する回答と申しましょうか、同時に、商品借款については考えることができない、こういったのがいままでの段階です。

それで、そのいままでの段階に対して、これは土井委員が正確に言っておられますが、これに対して不満の意を表して、商品借款についてはこれをもう一つ考えてくれぬかと、あるいは輸銀とか市中銀行では困ると言ってきたのがいまの段階で、韓国の回答に基づいてこれについて検討しておる。それから、近くはつきりすると思いますが、いま韓国における日本の前田大使に帰ってきてもらって先方の空気を正確に知りたい、こういうのがもう全部あげすけに申し上げる経過でございます。

○土井委員 経過については、いま大臣が言われたのは概要でございますが、それに対して日本側として、私はいま交渉過程のことを言っているんじゃないんです。基本的にゆがめられてはならないという原則があるんですね。

一つは、総枠を提示しない、これは再三再四当委員会においても答弁の上でわれわれはお伺いをして、今日に至っておる基本原則でございます。

〔委員長退席、川田委員長代理着席〕  
それからあと一つは、商品借款は用立てることができない、これは韓国側にもその意を十九日お伝えになったということでございますから、すでにこの線はつきり出ているのです。これは二つとも基本路線をゆがめず、一つは総枠を示さないという点、よろしゅうございますね。商品借款の用立ては日本側としてはできない、これもよろしゅうございますね。これはそのとおりでしょう。  
○櫻内国務大臣 総枠問題も何回かお話が出ましたが、私はざっくばらんにお答えをしたことがある

んです。それは、こういうプロジェクトについてやる、こうなると、その結果が幾ら、それが総額、それはあるでしょう。これは常識ですね、合計したら幾らというの。それから、商品借款については日本としては困ると言っておるが、今度韓国の方から、どういう理由であったか、いまはつきり記憶してありませんので、これは局長の方からでも申し述べさせていただきます。それで現在それを断つたかという、それはまだ断っておりませんが、先方の言うその理由が妥当なものかどうか。考慮の余地があるものかどうか。日本としては商品借款は困るということ

で、来ておりますが、理由や事情を付してきてたんですから、それはいま事務局で検討したり、あるいはこの問題を主として検討する上一番大事なのが財政当局の見解でもございまして、その辺はまだ私の方に、いやこうは言ってきたけれどもこれはやはり絶対だめです、それはないんですけれども、従来の方針は商品借款は困るということでは来たことは事実であります。

○土井委員 櫻内外務大臣、どうも承っておりますと、従来の経緯なり、いまの動きについての説明は時間をかけてなさるのですよ。そこは非常に懇切丁寧なんです。だけれども、大臣御自身がどういう決意と、それに対しての基本原則の読みを

持っていらっしゃるかは何にも出てこないのですね。そんなのじゃ何のための大臣か、こうなってしまうのです。むしろ事務官僚の方が、それについてはどうでございますと答えてしまう。私は、大臣がまずあつて事務官僚だと思つていられるのですよ。大臣、そうでしょう。事務官僚の下請が大臣だなんて断じて思つておりませんから、やはり大臣としてはいままでのところをおっしゃっていただかないと困りますよ。何億ドルになるか知りませんが、総枠については積み上げの上で合計したらこうなるというの総枠とは申しません。まず総枠を提示しろと向こうが言ってきた意

味は、初めから五カ年計画でこれだけ要るからこれだけよこさないというところで、六十億ドル、六十億ドルと言って引つ込まないわけですね。それに対して、こちらとしては総枠は幾らというふうな答え方は断じてすべきでないというのが終始一貫した基本原則。そんな総枠の示し方はなさいませぬと聞いているのですから、先ほどのあんな説明なんて、実は不要なんです。

それから、いまの商品借款の問題も、大臣の御所信がまだよくわからない。玉虫色ですわ。大臣のお気持ちからすれば、これはやるかもしれないということなんです。再度そのことについて御答弁をお聞かせいただいで、次に行きます。  
○櫻内国務大臣 当初来申し上げておるのです

が、要請があつた、そうすると、そういうものに

応ぜられるかどうかを、一昨年来の韓国の経済の状況その他から考えなければならぬということになつて、それでプロジェクトがどうだ、こうきつたわけですね。要は、先方が頼むと言つておつた、それが日本として考えられるかどうか。基本姿勢は考えられるということをやつて、それを具体化してきたわけです。それで、現にこれは交渉中、話し合いの中でありまして、こちらが言つたことに対して先方があれこれと言ってきたものをいま検討中、そしてそれが全く考慮の余地がないものかどうか、あるいは財政当局がどう判断しておるか、そういうものが上がつてきて、私が判断すべきものだ、こう思つていられるのです。もう初めから何も取り合はないのだ、こういうことじゃない。それはこういう事情で取り合つてます。だから、いまここで、また言つてきたけれども、それはもう初めから、てんから考えられないのだ、それは私としてはちよつと言ひ過ぎだと思つたので、いま事務局、特に財政当局の意向を徴しておりますと、正直に言つて悪いのですかな。  
○土井委員 大臣、それはちよつと違ふのです。基本原則を曲げてまでいろいろ事務レベルで積み上げてきたことを大臣がおみになるはずはないと私は思つているので、基本原則に対する大臣の御認識を私は承つているのですよ。だから、そういうことは悪いですかというふうな答え方をな

さいませんが、私の言つているこの質問に対するお答えになつていない。そういうことで再度その御質問をさせていただいたということなんです。よろしゅうございますか、大臣、そういうことなんです。だから、いまのお答えからすると、基本原則についても、事務レベルの積み上げによつては、場合によつたら基本原則をちよつと横にやつて、それをゆがめて、穴をあけて、ひっくり返してやらぬといかぬ場合まで出てくるような玉虫色めいた御答弁なんです。大臣、そんなことはいいのですか。商品借款はできないというのは基本原則なんです。何億ドルか知りませんよ。だけれども、総枠提示できない、これも基本原則なんです。

○櫻内国務大臣 土井委員のおっしゃつておることは、私も大体そういう見当で来ておるのです。それから、総枠なんかは、もうはつきり私の説明もおわかりいただいたと思つるので、これは意見一致だと思つておるのです。

ただ、商品借款の方については、日本としてはいけないと言つているのに対して、向こうが一応いろいろ事情をつけてきておる。それが検討に植するののかどうかということをやつておるので、私がかここで、いや、そういうことを言つておるけれども、全然——その言つてきておることも、詳細聞いておらないのですけれどもね。それを何も聞かずに、いや、それはもう絶対だめですと言ふのはいかにかなということを言つておるので、この辺は私としても、向こうも言う以上は、いろいろ見解なり事情を付しておるものだ、こう思うのです。日本の方針としては、商品借款はどうかということでも来ておりますが、いまそういう段階が一つ入つてくる、こういうことなんです。  
○土井委員 まあいろいろ含蓄に富んだと言え

うおこたえになりますか。

〔川田委員長代理退席、委員長着席〕

○木内政府委員 輸銀の金利につきまして、先方はできるだけ条件のいいことを希望しておられるわけですが、どこまで先方の要請にこたえらるるか、技術的に検討しておる段階でございます。

○土井委員 技術的に検討しておる段階だと、にべもなくおっしゃいますが、これはO E C Dの方の輸出信用ガイドラインという問題から、日本としてはいろいろと対応していかなければならないという大きな課題を背負うことになるのでしよう。従来の方針を外れて特別の例を認めることを、O E C Dに対して要求するかどうかになるのですね。特別のこういう例を日本が持つてくることに対しては、O E C Dとしたり、それに対する対応として、かなり批判も出てくると私は思いますが、わざわざそんな特例を設けることまでしてこたえる必要があると大臣お考えですか。――もうアジア局長、よろしいよ。大臣、いかがです。

○木内政府委員 O E C Dのガイドラインがあることは私も承知しておるわけですが、それに抵触することなく、どういいう調整が可能か、その点も含めまして検討いたしておるわけでございます。

○土井委員 抵触することなくというのは、じや、どういいうふうに抵触しないように方法を講じられますか。

○木内政府委員 その点をまさに検討中であるわけでございます。

○土井委員 そうすると大臣、これは望み薄だというふうに考えてよろしゅうございませぬ。どういままの御答弁からすると、さっぱりわけがわからぬです。抵触しない方法というのは模索中なんですか。これはガイドラインからするとどういいうことになっていくかという決めがはっきりあることを模索するなという決めることは、どういいうことを模索されているか、さっぱりわかりませぬね。大臣、これはまことにむずかしい問題です。その辺、どうです。

○櫻内内務大臣 輸銀の融資の中に、土井委員もお調べで御承知だと思いますが、何号ローンというふうなことがあって、先方は、収益性のあるものだから輸銀だ、そういうものは輸銀だと言っておるのですけれども、それじゃいよいよ詰めて向こうが、これこれの輸銀をお願いするというのか、それとも輸銀は全くいやだとかどうとかいうのか、先方のお答えでは、いやだとかどうとかいうことではなく、もっとソフトなローンにしてくれ、こういうことでそれらの点をただいま木内局長がお答えしたように検討しておる、こういうことでございます。

○土井委員 アメリカのワインバーガー国防長官が米韓安保協議会に出席のために三月二十九日に韓国に行かれておるのですが、その席で防衛、経済の相互協力を求める演説というのを行っております。またアレン元大統領補佐官が韓国を訪問した後日本にいられて外務大臣にお会いになりましたね。その席で日韓経済協力問題について触れた、これはわが国が政治的な決断をする問題であるというふうなことを言われたということが報道されておるのですが、外務大臣、これは本当ですか。そして、それに対して外務大臣はどうお答えになったのですか。

○櫻内内務大臣 アレンさんが私のところへ来られたときに、会談の一番最後に、およろしければ韓国の事情などについて申し上げましょうか、こういうことを先方が言われました。それまでも何か問題がなかったのです。それで、そうおっしゃるので、向こうにおいでになったので何かお聞きすることがあればお聞きしたい、こう言ったところ、経済協力問題でどうなるかということ、韓国の方では大変心配しておるようでございます。こういうふうなお話でございました。

○土井委員 それに対して外務大臣はどういいうふうにおっしゃったのですか。

○櫻内内務大臣 これは、正直に言つて、大体いま申し上げたように会談の最後で、もう終わりがかって、こつちも腰が浮いておったのですよ。申しましよるかと言つて、申すと言つての必要ないと言つてもあれだから、いや何でしようか、承りましようと言つたら、そういうことだったので。

○土井委員 そうすると大臣は、浮き足立たれただけの話であつて、口からは何も物は言われなかつたといふか、さういふことですか。

○櫻内内務大臣 用心して、一切何もそれには受け答えしませんでした。

○土井委員 とつて、韓国側が日本が提示した回答に対してこの一日に全面拒否を持つてきました、そのときにまたまた総額六十億ドル提示という要求をしてきたのは常識としてはどうも考えられないのです。しかし、こういう韓国側の反応というのはワインバーガー訪韓によってアメリカ側の働きかけがあつたのじゃないか、アレンさんが韓国に行かれて、いろいろとそこで話合ひの結果があつたのじゃないか、そして韓国側がその結果示してきたといふふうなことになるのじゃないか、こういうふうな考えられるのですが、大臣、この韓国側が一日に日本側の回答に対して全面的にこれは受けられないという拒否を、お金を借る側が拒否してくるというもおかしい話なんです、常識としてはどうも考えられないいような話が続いているわけですが、そのときに韓国側が示している意向とか態度についてひとつ御説明を賜りたいと思つてます。

○木内政府委員 韓国側が日本側の回答に対して、できるだけ条件のいい円借款を基本にしてほしい、それから商品援助というものもできるだけ再考してほしいということも申してきました。土井委員御指摘のとおりでございますが、ワインバーガーの訪韓との問題とはまるっきりかわり合ひがないわけでございます。私どもの取材いたしました限りにおきまして申し上げられることは、この問題についてアメリカ側は先方と話し合ひをいたしておらないことは明らかではないかと考えられるわけでございます。

○土井委員 明らかではないかといふのは何かの確証があつて言つておるのですか。そんなことは

わかりはしませんよ。それを明らかではないかといふ答弁を平気な顔をして言われるというその心臓には敬意を表しますが、ただ、国会の席でそういう答弁をなさるのは余りにも無責任ではないかと私は思う。そういうことは少し慎重にやつていただかないといけません。

さて、いまの韓国側が持つてきたことに対して先ほど来お尋ねを進めておるのですが、そうすると外務大臣、韓国側、その持つてきた中身を受けて意向を検討する余地があるといふ外務大臣としては受けとめていらつしやるのか、それとも当初韓国側に出した方針以外は受けとめるわけにはいかないといふふうな方針でこれは臨まれるのか、重ねてお尋ねします。

○櫻内内務大臣 日本側が一次、二次の実務者会談後に先方へ、一応の検討の模様、これは新聞では中間回答、こういうことになっておるわけですが、私も、こんな見当に考えておるということでありまして、これはやはりそのとおりの中間回答だと思つて、これから最終回答になる、その段階でいままお尋ねのような経緯でございます。先方としても自分の方の希望をこの中間回答の機会にもう一つ言つておこう、こういうものではないかと思つておるのです。

○土井委員 えらい気やすく中間回答といふものにもう一つ言つておこうといふものではないかとおっしゃることにしては、向こうが出してきておる中身は非常識としか言ひようがないのです。さて、外務大臣は五月に連休を利用して韓国にいらつしやるといふふうな御意向が御ありになるように私たちは漏れ承つておるのですが、それはこの経済援助問題の進捗状況を見てお決めるのか、あるいはこれが決まらなくとも、その問題とは切り離して行かれるといふおつもりなのか。いずれにしろ、五月訪韓に合せて交渉を急いで、風穴をあけたり、原則をひっくり返したり、また横からついで、できもしないことをつぎ倒して変更させていくようなことがあつては断じてならないと私は思つておるのです。外務大

臣、これについてどういってお心づもりですか。いかがですか。

○櫻内内務大臣 連休で休の余裕がありそうだというので連休には行くのじゃないかといういろいろ取りざたされます。しかし相手のあることで、いまお話しのように相手は中間回答に満足してない。もう一つ考えてもらいたいというのをいろいろ言っておる段階ですから、仮に私が行きたいと言つて、さあ向こうがどう答えるのですかね。私も先方と何の話し合いもないのに行くとということもないのですし、これは外交ルートで何か用事がなければ行くわけじゃないのですから、だからその辺は、ずいぶん私のゴールデンウィークの話が出るのですけれども、現在韓国の方へ何日に行きたいかどうかとか、だれだれにこの際会いたいとか、そういうことは全くございません。

○土井委員 時間が経過しましたが、いま全く大臣としてはそういうお考えがないということ、最後にはつきりおっしゃっていますから、それはそのまま受けとめますが、この対韓協力援助の問題に對しまして、私は時間を経過しましたけれども、一言申し添えさせていただきますねばならないとがございます。

ここに半べらの紙べら一枚ございます。「韓国の経済協力要請 五十七年三月三十一日 外務省」と書いてあつて十二項目が記されているだけの半べらであります。

実は私は外務省に對して対韓経済援助に關する資料要求を当委員会の質問を通じていたしました。委員長御承知のとおりであります。私に届けられた資料はこの半べら一枚なんです。木内アジア局長がよく御承知のとおりなんです。私はこんなものを資料要求した覚えはどこにもない。韓国が要請している六十億ドルの援助が安売保給のものではないと国民が納得できるような客観的な証拠として、韓国側が実務者レベルの協議の場に提出したものを委員会に提出するように要求したのが私の要求資料の中身なんです。そうすると、韓国側から出された資料というのはこれだけなん

です。これに基づいて韓国の六十億ドル要請に應じようということなんです。国民が目を通して納得できるようなものを、私たちが納得できるような説明資料とはこれはどういふ言えないですよ。新聞の方がもっと丁寧な中身についてはほとんど何も進んだ記事を書いてくれています。まさに外務省は当委員会をばかにしたような態度じゃないですか。これをこのまま外務大臣、経済援助の問題に對して、あとは政治決着だといって韓国にお出かけになることはまことに国民を愚弄することになりますよ。

当委員会においては前外務大臣当時から、政治的な配慮というものは一切経済援助に對しては差し控えたい、政治的配慮はすべきでない、このことをきつぱり言われ続けて、これは原則中の原則だと言われたのです。このことは櫻内外務大臣になつて変わったとは思つていないのです。恐らくそういうことに対しては外務大臣も真摯に受けて、考へていられるに違いないと私は確信をしております。そういうことから、当外務委員会に對しても安売保給でないということが納得できるような資料提示をなさらない限りは韓国にいらつしやる何の用事もなからうと思つております。大事な用事はそれだろうと思つて、必ずそういうことに対しての提示を再度私は要求しますが、これはよろしいですね。

○木内政府委員 韓国に限らず、ほかの国との経済協力の交渉に際しまして、その過程におきまして詳細を部外に明らかにしないというのが慣例でございます。ただし、韓国につきましてもあるいはほかの国につきましても交渉が妥結いたしました段階では交換公文を締結いたしました。これを閣議に諮りまして進められるわけでございます。これは部外に公表されるわけでございます。その段階におきまして安売保給でないということ、は明らかになるわけでございます。私もその段階での御検討で決して遅きに失するということはないと承知いたしております。

○土井委員 いま私が言つてゐるのは、外務大臣が訪韓なさるときは、その事経済援助に關しての話し合いがもしある場合は、それが政治的配慮に基づいて経済援助ではないということでききやならないですね。したがつて、それまでの事務レベルの積み上げがあつて、決まつてから大臣が行かれるという意味があるであらうと私は思つております。そういうことからすると、いま木内局長の言われることは、また時間的前後からするといふか、げんなことを言われていると私は思ふ。外務大臣、そういうことがはつきりしない限りはいらつしやいませんよ、訪韓の意味はないと思つてます。

○櫻内内務大臣 土井委員のお話でちよつと無理なところがありますね。それは、私は何か話がつまらなかつて、そして最後にイニシアルするとか判を押しに行くという場合もそれはあるかもしれないが、これは最後までトップレベルで話して決めたかどうかということも残る場合もあると私は思ふのです。どうしても交渉だからそういうこととはあると思つてます。ですから、私が行くについては先般来いろいろお話ししてある十一のプロジェクトの仕分けが、日本側から言えばODAか輸銀か市中銀行かというのを、これはあなたの言うのは無理じゃないかと、外務大臣が来たときにそれは一遍よく話したい、それがあちこちするやうな場合もちよつと考へるとございますから。

しかし、一番御懸念されておる安売保給ということですね、私が就任後は、これももる経過でお話したようにそういうことがない。韓国の社会安定の上に、経済発展の上に、日本の経済協力の方針の中で考へ得られるものというのを種々折衝して、いま項目だけだと御指摘ですけれども、まさにその項目についてさらにその内容がどうかというのを考へておるわけ、その項目からしてそれは全くいゆる安売保給のものではないことは明白だと思つてますが、その辺は、私がいよいよ行くときには念には念を入れて、かりそめにも何かそういう懸念を持たれるやうな、そういうことは頭頭考へておられません。

○土井委員 時間が来ましたから終わりますが、大臣のお気持ちのほどは、いま聞かしていただいて、そういうようなことは考へてない、こうおっしゃる。それは大臣の心の内の問題でありまして、国民は知ろうとしても大臣の心を見るわけにまいりませぬ。やはり客観的にわかるものがないとこれは納得できないのですよ。そうなつてまいりますと、いまの段階では訪韓をする予定はないということをお話しては先ほどはつきりおっしゃつておるからそれはそのとおりだろうと思つてますが、五月のいずれかの機会に、少なくともサミット以前に大急ぎで無理をしてやつて、原則をひつくり返してでもやつて大臣が訪韓をして政治的に決着をつけていかれるという段取りがちらほら影が見え隠れする。したがつて、きょうはそのこととに對しては大臣としてははつきりしておいていただかないとならない。大臣が訪韓なさることに対してはまず無理はなさらないこと、それから、いろいろな事務レベルの積み上げということがあつて、そのことの中身が安売保給でないと言へるのだったらどうしてここに提示できないのですか、それをはつきり提示していただきたい。これはよろしゅうございます。大臣からよろしいということをおっしゃつていただいたら私は終わりにします。

○櫻内内務大臣 先ほど木内局長が答へておられますように、従来行われておるやうな経済協力です、交換公文を交わすということ、最終的に決着しておりますが、韓国だけを従来のやり方と変えて何か特殊なことをする、そういう考へはございません。

○土井委員 特殊な考へはないとおっしゃること、ひとつそれじゃ提示していただきませう。なぜかという、ほかの海外援助で六十億ドルの総額を示した国は、いままでではないのです。異常としか言ひようがない。したがつて、いままでも政治

問題化し、国会でもうそれこそ何十たびか論議をされて今日にきている。ほかの海外援助とはわけが違ふのですよ。したがって、そういう意味を含めて申し上げているので、特別の扱いを韓国に対してはしないということを言われているのでわかるわけでありませぬ。その中身を提示することもあるとつやっていたことは何の憶するところがあるかと私は思います。再度このことに對して申し上げさせていただきます。時間ですから私は終わります。よろしくごさいませぬ。

○櫻内閣務大臣 従来やつておることをたがえるようなことはしないということをごさいませぬ。

○中山委員 次に、玉城榮一君。

○玉城委員 私は、前回の委員会に引き続きまして、核軍縮の問題について二、三改めてまたお伺いしておきたいわけですが、その前に、十四日にフランスのミッテラン大統領が國賓として来日をされるわけでありませぬ。また来月末には、中国の趙紫陽首相も来日が予定されておられます。兩國の首腦の来日の意義と、またお会いなさるときに外務大臣として主要議題はどういうものをお考えいらっしゃるのか、御説明をいただきたいと思ふのです。

○加藤(吉)政府委員 ミッテラン大統領の訪日關係についてお答え申し上げます。

鈴木総理と大統領の会談は、兩國の最高レベルの会談でもございませぬし、それについて特別に議題をあらかじめ決めて枠をはめるといふようなことは考えておりませぬ。むしろお互いに考えておられることを自由潤達に意見交換していただきたい、かように考えている次第でございませぬ。

ただ、現在の日仏兩國を取り巻く諸問題、特に東西關係とか南北問題さらに日韓的にはその後ベルサイユのサミットを控えておる、國連の軍縮特別総会を控えているということ、こういう関連の話し合いが双方の首腦から出されるのではないかと考えております。

○玉城委員 時間もありませんので、例の核拡散防止条約、いわゆる核防条約ですね。これはわが

國は加盟、批准しているわけですが、当然わが國としてもこの核防条約体制の強化ということについては主張していらつしやると思ふわけですが、いわゆる核保有國がその義務を果たしていないという不満が強いわけですね。この問題と同時に、フランスにしましても中國にしましても、核防条約に加盟をしていないわけですね。ですから、兩國首腦の来日を機会にしまして、その核防条約の加盟という呼びかけをされるということはわが國は被爆國として非常に大事なことでないかと思ひますが、大臣いかがでしょうか。

○櫻内閣務大臣 核防条約についての呼びかけは従来もしておるわけですが、今回のミッテラン大統領あるいは趙紫陽首相の訪日に際してそういう首腦會談で話題にするかどうかということについては、私は、兩國の首腦が腹藏のないお話をするのでありますから、そういう点からいいたしますと、いまここでそういうことを話題にするべきではないかと言ふべきではないかかそういうお答えをするのはどうか、やはり首腦會談は首腦會談としていろいろ制約なくやられるのがいいのではないかと、こう思ふのであります。

○玉城委員 この問題について政府がだんだん後退してしまつて余り積極的でないということが言われているわけですね。

そこでもう一点は、これは午前中の質疑にもあつたわけですが、米國の上下兩院でいわれるケネディ議員等の核軍縮凍結の決議、これについてはお答えも先ほど午前中伺つたわけですが、この核の凍結というふうな考え方について外務省としてはどのように考えていらつしやるのか、その点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○門田(省)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま玉城委員がおっしゃられましたように、米國議會におきましてケネディ議員を初めとする有志の議員による核凍結を主たる内容とする決議が出されたのでございませぬが、これは米國の議員の有志百数十名の方々による御意向の表明と

いうことで、米國の政府当局としましては政府なりの考え方、つまりまず平和と安全、これが第一の要件である、それから核に関する東西の現状という観点からすれば、特に欧州地域におきまますところの核の力關係という点に着目する場合には、軍縮を有効に進める観点からまず西側において十分な足場固め、これを進める必要があるというところで従来の考え方、つまりまず足場固めをして、そして実効性のある軍縮を進めていく、こういうことを申し上げておりましたが、このような政府の考え方は十分考慮に値するものであろう、かように考えております。

○玉城委員 そういふことを伺っているんじゃないのですか。それでは、こういう現状凍結という考え方ですね、私は核廃絶に向かつて一つの出発論としてはそれなりの意義があると思ふのです。

○門田(省)政府委員 それなりの意義と言われたわけですが、それなりの意義と言われたわけですが、凍結をした場合、それが相互の關係においてどのような影響があるか、この点を十分考える必要がある、かように考えるのであります。

○玉城委員 では伺いますが、そうしますと、現状の核凍結についてはいまいちわゆるわが國外務省としては反対である、こういうことですか。時間が四十分しかありませんので、端的に言つてくださいます。

○門田(省)政府委員 この点はアメリカが考えられるべき問題だと存じます。

○玉城委員 いや、そういう考え方についてはあな

たは反対ですかというのですよ。

○櫻内閣務大臣 現実には凍結を提案されておるものを見ますと、欧州地域に限定されたりしておる場合がございませぬ。そういうものを見ると、一体アジアはどうなるかということになります。

それから、しばしば申し上げておるように、核を含めて軍事力のバランスということが重要である、だからそれは低いレベルのバランスにできるだけしてもらいたい。それで、そのために核の削減交渉などが米ソの間で行われている、これは大変好ましい、こう思つておるときに、現実には、実際はいろいろ論議がありますが、三と一くらい核の差があつて、これがバランス上どうかといういろいろの問題が提起されておる。そういうことを頭に置くと、現状で全部凍結ということが果たしていいかどうか、そういう点が検討されませぬから、一概に凍結凍結だということには言ひにくい点がございます。

○玉城委員 この問題に関連して一点。わが國は包括的核実験禁止について提案してきました。何か最近アメリカの方は前向きに對応したいという姿勢を示しておるといふふうに向つていますが、それはそのとおりか、その辺を御説明いただきたいと思ひます。

○門田(省)政府委員 ただいまおっしゃられましたように、アメリカは最近に至りましてジュネーブの軍縮委員会のもとに作業部会をつくりまして、そこで検証及び遵守に関する問題について討議を行うことに同意を示し、英國もこれに同調いたしております。したがつて、軍縮委員会におきましては、全面核実験禁止の問題について具体的な課題を取り上げ、問題を深く掘り下げていくことができるということ、その意味では進展が見られている、かように観測いたしております。

○玉城委員 次の質問に移ります。極東有事の研究についてなんですが、本委員会にもたびたび議論がなされておるわけですが、どの辺までの研究がなされて、大体いつごろをめどにしてこの研究に着手していらつしやるのか、その辺をお伺ひしたいのです。

○淺尾政府委員 本委員会でも先日もお答えいたしましたように、一月二十一日に初めて本件について会合を開いたわけですが、その後正規の会合というものは開かれていないということでございます。したがつて、進捗状況についてここでまだ申し上げるほど何ら進展していないというものが正直なところでございます。

それから、いつごろを目標にして終わるか、こういう御質問でございますが、これについても今後の研究・協議のぐあいを見ないと、いつ終わるかということも申し上げるにはまだ時期尚早ということでございます。必ずしもいつまでに終わらなければならぬということも日米双方で最初から合意しているわけではございません。

○玉城委員 その研究結果については、当然やはり国会の方にも報告をしていただけたらと思うのですが、いかがですか。

○淺尾政府委員 この点につきましては、五条の研究の際に、防衛庁当局が、一応のある程度の段階が進んだところで総理に御報告し、その大筋について国会の質疑に答える形でお話をしていくということがございます。したがって、六条協議についても、いまここでどういう形でも、六条協議に申し上げるわけにいきませんが、まず第一に安保委員会、これにこの六条の協議が終わった段階で報告するというに、たてまえ上なっております。したがって、その段階では安保協議委員会にも報告し、さらには閣議にも出るといふこととでございます。その段階で閣議の質疑に際して御答弁することになるかと思っておりますが、いまの段階で、どういうかっこうで、いつ、どの時点で、どこまでということも申し上げるのには非常に時期尚早だと思います。

○玉城委員 いまこの極東有事の研究についてですが、これは当然五十二年十一月の「日米防衛協力のための指針」、ガイドラインですね。これに基づくものだと思うわけですが、このガイドラインは、前提条件として、事前協議制、日本の憲法上の制約、非核三原則の問題、これは研究・協議の対象としないということが明記されております。政府もこれまで、現行法制あるいは従来の条約解釈の範囲内であることしかやらないということをおっしゃっておられるわけですか。

ところが、米側のドネリー在日米軍司令官は、朝鮮戦争時と同じような輸送機関と国内の民間空港、港湾施設の使用、自衛隊基地の使用等、補給、整備等の便宜供与を期待すると言っているわけですね。そこで私、この極東有事研究につきまして、日米間において考え方の大きな差があるように思われるのですが、いかがですか。

○淺尾政府委員 まず、いま御質問になりました前段のいろいろな制約がございます。便宜供与のあり方については、安保条約、その関連取り決め、あるいはその他日米間の関係取り決め及び日本の関係法令の範囲内によつて規律される。それから、さつきお挙げになりましたように、事前協議そのものの制度あるいは憲法の制約に関する問題、これについては触れないということでございます。かつ、研究・協議の結果、それを日米両国政府に対して立法、予算あるいは行政上の措置を義務づけるものではない、こういうこととでございます。したがって、ドネリー司令官が、大分前でございますけれども、一つの例として朝鮮事件のときの例を引いておりますけれども、今回の協議の中でアメリカ側が日本に対して何を求めてくるかというところは、依然としてまだ不明でございます。したがって、そこをいまから推測することはできないわけでございますが、当然私たちが、このガイドラインに基づいて措置をとっていくというところでございまして、その点については、一月二十一日に開かれた第一回の合会においても念のため日本側から発言し、アメリカ側もそれに合意しているわけでございます。

○玉城委員 いまおっしゃられましたように、したがって、その極東有事の研究の結果によつて新たな立法措置であるとか、これは法改正も含めてですが、そういうことは一切ないというふうな理解しておいていいわけですね。

○淺尾政府委員 それは、この研究・協議の場においてそういうことを日本側が言ったり、あるいはそれに基つて自動的に日本政府が約束させられるということではございませんが、どうしても必要であるということであれば、別途より高いレベルにおいて法令の改正なりその他の改正が必要であるということが出てくれば、その時点において判断する、こういうこととでございます。

○玉城委員 そうしますと、その極東有事の研究の結果、国内における新たな立法措置という問題についても、あるいはその場ではなくても、高度のレベルで、法改正であるかという問題を含めて、そういうことも絶対はないということではないかと、そういうこともあり得ることというふうな理解していいわけですか。

○淺尾政府委員 これから本格的な研究・協議をするわけでございますので、その結果を待たなければならぬということも再三申し上げておるわけでございますが、その結果、どうしても現行の法令ではできないという判断がありまして、かつそのことが日本の国益上必要であるということになれば、それはその時点で別途判断を待つ、高いレベルでの判断を待つ、こういうことになると思っています。

○玉城委員 その高い判断に基づいて、そういう新たな立法措置というものが絶対ないということではなくて、あり得る、外務大臣にお聞きになっていらっしゃると思うのですが、そのように受けとめていいわけでしょうか、この問題は、これは非常に重大な問題だと思っております。

○櫻内国務大臣 ガイドライン作成の上でいろいろの枠はまっておる説明は先ほどしたわけでございます。ですから研究・協議の結果、両国政府の立法、予算ないし行政上の措置を義務づけるものではない。研究した結果、何かどうしても必要である、日本政府もこういうことに納得し、その必要性を感じる場合はまたおのずから別だと思っております。何か研究の結果が出た、それに基づいて何かかもやらなければならぬ義務があるぞ、そういうことではないかということだと思っております。

○玉城委員 先ほど大臣もおっしゃっておられましたガイドライン、いわゆる前提条件等にも反しなくてはならないか、そういうことも決して否定はされないかということになるわけでしょうか。

○淺尾政府委員 まず、研究・協議がそういう法令の改正を前提としてやっているわけではないわけです。それは明らかに日本の関係法令によつて規定されるということでございます。しかし、その研究・協議の結果出てきたことで、日本政府が自身に研究によつて立法上あるいは予算上、行政上の義務を負わなければならぬと思いますが、その時点でこれはどうして改正しなければならぬという事態になった場合に、それは別途の決定なり考えというものが出てくるのではないかと、それはガイドラインには反しない、こういうこととでございます。

○玉城委員 これは非常に心配されますのは、先ほど申し上げましたとおり、米側は朝鮮戦争時と同じようないわゆる輸送機関、国内の民間空港、港湾施設の使用、自衛隊基地の使用等、補給、整備等も含めてそういうものがあるわけですね。したがって、そういうものを含めて日米間で研究・協議の結果、やはり極東有事において法改正も必要だということになりますと、これは憲法に触れるおそれも出てくる。いろいろな重大な問題が出てくると思うのです。ですから大臣、いまの極東有事の際に備えて国内法のそういう新たな立法措置等も決して否定はされていないということについては、これは非常に心配される点であります。その点大臣、もう一回、そういうことはないかというふうなお考えを示していただけませんか。

○櫻内国務大臣 政府の立法、予算ないし行政上の措置を義務づけていない。それからもう一つ大事なことがあります。いまちょっと御質問の中で、憲法にも触れると、こういうことのお言葉がございましたが、これはもう憲法の制約はある、そういうことがあってもこれを侵すことはできない。あるいは日本の国益とも言うべき大方針である非核三原則に触れる。そういうものを侵すことができないのは言うまでもないので、便宜供与のあり方の中で、どう考えてもこの範囲のことはやる方が適切であるというふうな、研究作業の

はやる方が適切であるというふうな、研究作業の

結果、だれが見ても至当なものまでも、いまここの立法、予算、行政上の措置は義務がないから一切もうありません、それは言い過ぎだと思ふのです。

○玉城委員 どんどんそういう形で国民の権利というものが制約される、いわゆる極東有事という体制に備えて。これは非常に危険なことじゃないかと思ふわけです。

そこでもう一点、これも確認しておきたいわけですが、例のシーレーンの防衛の問題についてな公約ではないということを言明しておられるわけです。そうしますと、このシーレーンの防衛という問題については、いま政府が考えていらつしやるのと私たちは考え方を異にするのですが、いわゆる閣議で決められた一%以内、それを越えてシーレーン防衛というものをアメリカの言うところややらなくても、決してこれはアメリカと約束しておるわけではありませぬから、別に米側がとかかく言う筋合いのものではないというふうな受け取つてよろしゅうございませぬか。

○櫻内閣務大臣 これはしばしば言われておるやうに、総理のプレス・クラブの発言は、わが国がわが国周辺数百海里、航路帯を設ける場合にはおむね一千海里程度の海域において海上交通の保護を行う、こういうことで、その保護を行う上におきまして、玉城委員は相当な防衛費を要するのじやないか、それが一%の枠を越えるのじやないかという御懸念からの御質問ではないか、あるいはアメリカ側の強い要望があつて、そういうような従来日本政府の持つておる方針が何かゆがめられるのじやないか、こういう御懸念じやないかと思ふのですが、日本はあくまでも自主的に判断をする、定められた防衛大綱に基づいてやる、このことはしばしば申し上げておるのでございまして、それもほつておいてやるというようなことは全くない。日本の独自の自主的な判断、また基本方針のつとる、その中でおむね一千海里の航路帯の保護に当たる、こういうことだと思ひます。

○玉城委員 ですから大臣、ちゃんとGNP一%以内と防衛大綱に決められているわけですね。そういうことを超えてまでやらなくたって、別にアメリカに約束したことじやないから、このシーレーン防衛について米側からとかよく言われるような筋合いのものではない、このように受けとめておいてよろしゅうございませぬ。

○櫻内閣務大臣 これは私がお答えするというよりも、鈴木総理あるいは防衛庁長官が閣議で協議をした結果、GNP一%以内でやるということが政府の方針になっておりますから、その方針のとおりだと私は思ひます。

○玉城委員 そこで、これもちよつとお伺いしておきたいのですが、フォークランド諸島の紛争問題について一点、わが国としては平和的解決を強く訴えるというのを外務省の方はおつしやつていらつしやるわけですが、平和的解決を強く訴えていらい具体的内容、これはどういうことを考えていらいしやるのか。たとえば、ただ平和的ということだけでなくて、こういうような領土の帰属問題等については国際司法裁判所提訴勧告をするとか、何か具体的なものがあるのかないのか、その辺いかがでしょうか。

○門田(省)政府委員 国連におきましては、安全保障理事会で三日に決議を採択いたしました。その中に、両国に対して外交的手段を通ずる問題の平和的解決というのをうたつておられます。ただいまこのような外交的方法等について関係国の間でいろいろ考えられているものと考へておられます。

○玉城委員 いや、私がお伺いしておりますのは、いまのイギリスとアルゼンチンのフォークランド諸島紛争問題について平和的解決を強く訴えるとおつしやるから、具体的にはどういうことを考へていらつしやるのですかということですね。

○門田(省)政府委員 具体的にどのような措置、たとえばただいま委員がおつしやられましたような場合、つまり国際司法裁判所に問題を上げてはどうかというような点につきましては、まだ具体

的になっていくというふうには承知いたしております。そのような問題に限ることなく広く可能な方法、要するに両国が平和なうちに問題を解決し得るような事柄についていろいろの方策が考えられていくのではないか、かように思ふのでございませぬ。

○玉城委員 わが国の領土問題、北と南の方にいろいろ抱えているわけですから、ほかの問題ということではなくて、もつと真剣に考へていただきたいと思ひます。

そこで、大臣、これは沖繩の問題についてです。前回の委員会でもお伺いしたのですが、沖繩が本土に返還されましたら十年になるわけですが、戦争によつて失われたといふ切り離された領土がそういう平和的交渉によつて回復いたしますが返還が実現したということについて、申身は別にしましても、沖繩が返還されてから十年目です。大臣の感想と申しますか御所見を伺つておきたいと思ふのです。

○櫻内閣務大臣 佐藤総理が沖繩問題の解決なくしては戦後は終わらぬといふことを言われて御努力をされて、そして戦争で失われた領土が平和的に話し合ひの中で返還された。これはただいま玉城委員もそのことを評価されておつたわけでありませぬが、そういう経緯で沖繩が返つてまいって十年目というわけでありませぬから、ひとしお意識深いものと思ひます。

しかしながら、沖繩における基地の状況というもの、五三%くらいと私記憶しておるのですが、いまだ相当広範囲に基地がある。また、その基地があるために沖繩県民の皆さん方が日常生活に各種の不便あるいは影響を持つておられるという実情がある者として、これについては、私ども政治の衝にある者として、また、戦争後大変荒廃して、立ち上るのに非常に困難を来したわけがございませぬが、国会において沖繩に対する特別措置法ができ、それがまた延長されて、われわれがある程度、それがまた延長されておるわけでありませぬ

れども、まだまだ県民の皆さんからすると足らざるところが多々あるのではないか。そういうことに思いをいたしますと、この十年を一つの節目として、今後の沖繩について県民の民生安定、産業の発展向上のためにわれわれがさらに努力を続けていく。幸いこの特別措置法のさらに十年の延長ということもございまして、それらを基盤にして努力を続けたいと思つた次第でございませぬ。

○玉城委員 そこで大臣、御努力をぜひお願いしたいわけですが、私が申し上げました戦争によつて失った領土というものを平和裏に外交交渉によつて返還を実現させた、そういう経過からしましても、大臣もいま五三%とおつしやりましたけれども、平和裏の状況にいまあるとは言えない、むしろ、解決でなんでもしようけれども、まさに戦争と平和が同居しているというふうな感じすらするわけですね。それと、この前もちよつと御質問申し上げましたけれども例のACMIとか、それからさつちもちよつと申し上げましたシーレーンの米側のあつち構想からしますと、さらにその五三%よりもまた新たな軍事基地の強化というものについて、地元では敏感に不安があるわけですね。ですから、復帰後十年の沖繩の現状と今後の望ましい姿というものを大臣御自身さつき努力したいということをおつしやられたわけですね、前回の委員会でも行きたいというお話がありました。その点について大臣いかがでしょうか。

○櫻内閣務大臣 沖繩復興の担当大臣ではございませぬが、しかし、返還後十年経過して、外交関係のことも多々あることでございませぬから、おつしやるように早い時期に沖繩の実情をよく見聞きたいし、今後の施策の上に私なりに勉強させていただきたいと思ひます。

○玉城委員 時間が参りましたので、最後に、この問題に関連しまして、前回は、基地が五三%、多過ぎるということは、大臣御自身もそういう認識をおつしやつておられたわけでありませぬ。それと、私たちが地元でいろいろさつきと調べてみますと、不要不急といひますか、使われていない基地

も相当あるわけですね。ですから私たちは、地元は地元なりに、やはりこういうところは使われてないのだし、その参考になるような形で、いわゆる基地の整備縮小、あるいは返還されるべき地域とか、そういうものをいろいろ検討してリストをつくりまして大臣に差し上げたいと思っております。そうしましたときに、大臣、そのことについて御検討いただけますか。

○櫻内閣務大臣 本年一月八日に行われました安保協議委員会の席上におきましても、伊藤防衛庁長官から、基地の整理について発言をされておるのでございます。不要の土地が基地のままであるというような事例がございますれば、それらをよく検討いたしまして協議委員会に諮るといふことは、これは当然だと思っております。

○玉城委員 以上です。

○中山委員長 次に、渡辺朗君。

○渡辺(朗)委員 まず初めに、外務当局の方にお尋ねをしておきたいと思っております。

先ほどもミッテラン大統領訪日の日程のお話が出ました。続いて四月、五月、六月、訪日される各国の首脳はどのような方々がいらっしゃいますか。かつまた、それはいつごろの時期に訪日されるのでしょうか。この二、三カ月の間の日程だけを聞かしてください。

○伊達政府委員 お答え申し上げます。

ただいま渡辺委員がおっしゃいましたミッテラン大統領は、今月の十四日から十八日まで国賓として訪日される予定となっております。その他国賓といたしましては、四月の下旬にプッシュ米副大統領、それから五月末に趙紫陽中国総理が訪日される予定となっております。

○渡辺(朗)委員 プッシュ副大統領の四月下旬の訪日予定、これはどのような目的といえますか、テーマを持って来日されるのでしょうか。同じように趙紫陽中国首相の五月末に訪日されるのはいかなる目的を持っての訪日でございますでしょうか。○浅尾政府委員 まず、プッシュ副大統領の来日について私の方から御答弁いたします。

プッシュ副大統領については先ほど官房長から御説明いたしましたように、四月下旬に日本に参りますが、同時にプッシュ副大統領はその際に、あわせてアジア、オセアニアの諸国を歴訪する予定でございます。まだ滞日中の日程詳細は決定を見ておりません。

まず目的は、日米の間では不断にたゆまない対話というものが必要であると私たちは考えておりまして、プッシュ副大統領の来日もまさにその対話の一環ということでございます。プッシュ副大統領の訪日については、先般大臣がアメリカに行かれた際にプッシュ副大統領の訪日を要請し、そこで原則的にプッシュ副大統領が受諾した、こういう経緯でございます。

○木内政府委員 五月末来日の趙紫陽総理は、たまたまとしが中国との国交正常化十周年、という意味での一つの節目に当たるわけでございます。九月の鈴木総理の訪中とあわせて、首脳相互訪問という意味合いでとらえております。

したがって、これまで十年間発展してまいりました日中関係を今後どのように増進するかというところが、すなわちバイラテラルな問題が一つの大きな要素でございます。そのほかには国際情勢についての御意見を交換していただき、とりわけニューリーダーとして登場されました趙紫陽総理の来日でございますので、日本の実情を親しくごらんいただきたいというのが私どもの考え方でございます。

○渡辺(朗)委員 いずれもサミットの前であることがわかりました。それだけに関連して私の質問をさせていただきます。

なお、初めにお聞きしておきたいのですが、鈴木総理及び外務大臣はこの四、五、六、あるいは国会直後ともいまいし、その時期におきましての外国訪問の日程はいかかものかでございます。お知れたいかと思っております。

国を訪問される。私はそのサミットにお供をいたしまして軍縮総会まで参り、その後戻って拡大ASEAN外相会議に臨む。

現在、懸案になっておりますのはサミット前に行われる五月中旬のOECDの理事会、これにつきましては国会の審議の状況がございまして、普通であります。私と河本企画庁長官とで出席するわけでありまして、私が国会のお許しがいただけたらどうか、そういう問題がございまして、ごく近いところではそういう日程が一応予定されております。

○渡辺(朗)委員 鈴木総理の国連総会出席後、ブラジルを初め、二の南米諸国とおっしゃいましたが、どちらとどちらでございますか。

○枝村政府委員 大臣から申し上げます。ブラジル以外の国と申すのは、ペルーでございます。昨日在京大使館から正式にぜひおいでいただきたいという意向を受けたところでございます。

○渡辺(朗)委員 いまのブラジル及びペルーはどのような目的で総理は行かれるのでございましょう。

○枝村政府委員 ブラジルにつきましては、日本との関係が大変密接である、経済協力の面、貿易の面あるいは日系人が海外において最大数居住しておる国である、その他もう申し上げるまでもない大変密接な関係にあるわけでございます。一九七六年、先方のガイゼル大統領が訪日いたしました。訪日いたしました後、首脳レベルでのいわばお返しが出てまいりました。かねて強い要望があったということも参るわけでございます。

また、ペルーにつきましても、これはまたブラジルに次ぎまして南米で最大の日系人の方々約七万人が居住しておられる。かつ太平洋岸に面しております。近時非常に日本からの経済協力、技術協力も進んでおります。対日期待が進んでおるわけでございます。こちらも実は首脳レベルでの交流が久しく行われておるもので、一九五九年の岸総理のペルー御訪問、その後六一年にブラ

下大統領が向こうから参りまして以来でございますので、かねてぜひという要望が寄せられておりましたので、この機会にということで決まったわけでございます。

○渡辺(朗)委員 これは故意か偶然かわかりませんが、ブラジル、ペルーのすぐ近所でございますが、アルゼンチンが抜けているようでございまして、いまのアルゼンチンとイギリスの間での紛争の問題、これについては総理が行かれる時期には解決されているという前提で立てられました案でございますか。どのようにお考えでございますか。

○枝村政府委員 もとより私もいたしましては、両国とも日本の親しい友好国でございますので、紛争がなるべく早く解決していることを期待するわけでございます。アルゼンチンとイギリスとの紛争については、アルゼンチンと英国との紛争につきましては、ブラジル、ペルーとも紛争の当事国でもございませぬし、かつ両方とも確かにアルゼンチンの領有権の主張は支持はいたしておりますけれども、早急に平和的な手段でこの問題が解決されることを希望するという公の立場も表明していることとございまして、総理がおいでになることに格別の支障が生ずることはないのではなからうかと私は考えておるものでございます。

○渡辺(朗)委員 いま言及されましたが、ブラジル、ペルーともアルゼンチンの領有権は認めている、支持しているというところでございまして、ところで、これについては日本側はどのような見解を安保理事会の表決の際述べられ、あるいは今日まで表明しておられるのでございませうか。

○門田(省)政府委員 わが国は、フォークランド諸島、あるいは別にマルビナス諸島と呼ばれるのでございますが、この諸島の領有権の問題は英国及びアルゼンチン双方当事国間で話し合われるべきもの、解決されるべきものであるということ、そのような態度を従来とも一貫してとってまいっております。

なお、安全保障理事会の三日の決議案におきましては、領有権の問題につきましては特に明示的



に触れていない、そういう決議になっておりま

す。  
○渡辺(朗)委員 先ほど御指摘がありましたの  
ですが、わが国には北方領土もあれば南の方の問  
題もあり、外務大臣の御郷里の近所にも問題がご  
ざいます。いまさら寝た子を起こそうというよう  
な気持ちで言っているのではございませんけれど  
も、やはりこの問題については日本政府としてき  
ちんと態度を表明しなければならぬだろうと思  
います。たとえばスペインの方からシブラタル返  
還要求も関連して出てきていると言います。こ  
ういう状況の中でいまイギリスからアルゼンチンに  
対しての金融制裁に同調してほしいという要請が  
あったやに聞いておりますけれども、要請はござ  
いましたか。そして、それに対する態度はどのよ  
うなものでございますか。

○加藤(吉)政府委員 イギリスは友好諸国特に欧  
州共同体の諸国、旧英連邦の諸国及び日本、こ  
ういう国に対して協力方の要請をしております。そ  
の内容は、アルゼンチンに対する制裁措置を含む  
ものでございますが、現在事態が非常に流動的  
であります、わが方の対応の結論はまだ出ていな  
い状況なので、イギリス側の要請の細目に立ち入  
ることはこの際控えさせていただきますと思いま  
す。

○渡辺(朗)委員 先ほどは平和的解決を望むとい  
うのが基本的態度だと言われました。この際ま  
た、イギリスの方からの要請に対しては対応の姿  
勢ができておらないとおっしゃいました。一体ど  
ちらをとつたらよろしいのでしょうか。

○加藤(吉)政府委員 先ほど国連局長の方からも  
御説明いたしましたとおり、領土問題、領有権の  
問題は当事国二国で進めるべきことであろうかと  
思います。ただ、現在の武力紛争につきましても  
アメリカ政府が調停の役割を買って出てきてい  
るということでもございますので、この際そうい  
う調停の動き、成り行きをよく見きわめることが  
肝要ではないかと考えているわけでございます。  
○渡辺(朗)委員 お聞きすると何かよそ様に任せ

ていて待ちの姿勢で、だれかが解決策を打ち出  
てくればということを持っておられるような姿勢  
に見えます。たとえばブッシュ副大統領も来られ  
るといふ、ミッテランさんも来られるという、趙  
紫陽さんも来られるという。中国はたしか安保理  
事会の採決のときには決議に対しては棄権であつ  
たと思えます。そういつたところに対して積極的  
に日本の姿勢を打ち出して解決を図るよう働き  
かけるといふことが打ち出されないと、平和解決  
だとか何とかいふのは単なる何もしなないとい  
言葉の代名詞にしかすぎない。外務大臣、前に、  
私の記憶ではチリとそれからアルゼンチンとイギ  
リスの間の領有権問題が起こったときには、たし  
かパチカンなどに世界各国の人々が仲介を求め  
るような動きをしたこともあつたやに聞いておりま  
す。日本としてはどのような姿勢で臨むべきなの  
か、大臣としての御所見を承りたいと思いま

す。  
○櫻内(内閣)大臣 すでに安保理理事会でわが国の立  
場を明らかにしております。すなわち、アルゼンチンによる武力行使は、紛争の平和  
的解決及び武力不行使という国連憲章の基本原則  
に反し、また国際紛争解決の手段として武力によ  
る威嚇及び武力行使を永久に放棄しているわが国  
の基本的外交方針とも相入れないものである、わ  
が国の友好国である両国間の領土問題は外交交渉  
によつて平和的に解決されることを希望する、こ  
れが基本的立場です。

そこで、国連という場を考慮してみますと、ここ  
に安保理理事会があつて、たとえばカンボジアに対  
するベトナムの侵攻あるいはイスラエルにおける  
ゴラン高原の併合、こういうときにはその場合そ  
の場合で安保理理事会が動きまして対策を講じてお  
る。ベトナムに対しては撤兵せよ、イスラエルの  
そういう措置についてはそのようなことは不当で  
ある、国連憲章あるいは決議のつとめてそれは  
認められない、こういうことを言つてきておるわ  
けであります。今回の場合も、すでに安保理議長  
の声明を日本が支持いたしますとともに、安保理  
決議案の表決に際しては賛成を投じて日本の姿

勢を明らかにして、その決議の中においては、領  
土問題についてあくまでも両国が話し合つてやっ  
てもらいたい、こういうことを言つておるのでご  
ざいますから、この決議のつとめていかなる反  
応をアルゼンチンが示すのか、また英国はどうい  
う措置をとつていくのか。現在イギリスの艦隊が  
派遣されておるようでございますが、これには若  
干の時日を要します。恐らく三週間ぐらいを要す  
るのではないかと。現地に到着するのにその程度  
の時間がかかる。その間に、この安保理を中心とし  
て両国の問題解決のための奔走が行われる、平和  
的解決のために安保理でいろいろ協議されるとい  
うことは明白だと思つております。そういう事  
態を見つ、もしそのほかに現実には何か問題が起  
きれば、それに対して臨機応変に臨むべきだ、こ  
う思つておる。

○渡辺(朗)委員 これ以上この問題では深迫い  
しないで済むかと思つておるが、問題は、日本が  
何をやるかということをお尋ねをしております。わ  
けであります。たとえば具体的に目の前にあるイ  
ギリスの制裁措置に同調するのかどうかとい  
うことを、やはり目を延ばしているだけではこれ  
は解決にならぬのではあるまいか、その点を御指  
摘だけしておきたいと思つておる。

時間の関係で次の問題に進みたいと思つておる  
が、先般私は外務大臣に、ブレジネフ・ソ連共産  
党書記長のタシケント発言についての御見解を求  
めました。もう一度その問題についてはお尋ねを  
したいと前回お願いをしておきましたので、させ  
ていただきましたと思つておる。  
前回は、外務大臣、信頼醸成措置の前提が行わ  
れていない、だから問題にしないというふうにお  
下に私に言われました。私はそれで果たしていいの  
かと一週間いろいろ考えてまいりました。もう一  
度お尋ねいたしますが、タシケント発言の真意と  
いうものはどのように見たらよろしいのでござい  
ますか。大臣、どのようにお考えでございま  
すか。あるいは大臣にお聞きする前に、私は外務  
当局の方に先にお聞きをしたいと思つておる。

○加藤(吉)政府委員 タシケント演説におきま  
しては、特にその外交部分の点で、わが国及び中国  
に対して呼びかけを行つておることは御承知のと  
おりでございます。ただしこの呼びかけ、特にそ  
の信頼醸成措置という点に關連して考えますと  
ば、北方領土問題が未解決に残つておる、しかも  
そこにソ連側の軍備構築が認められる、さらにア  
ジア地域ではアフガニスタンに対するソ連の侵攻  
がある、こういう情勢で信頼醸成措置といふよう  
なものに取り組む条件はそろつていない。こうい  
う時期にソ連側が提案をしてきたのは、やはり一  
種の平和攻勢、現在の日米関係あるいは中米関  
係、そういうものをねらつての平和攻勢である、  
かように認識しているわけでございます。この認  
識は前回の御質問に対して外務当局からお答えし  
たものと何ら変わつておりません。

○渡辺(朗)委員 このタシケント演説を読んでみ  
ますと、ほとんどの部分をアジア情勢、なかな  
く中国、インド、日本というところに向つてい  
ることが明確であります。そして、それに対して中  
国は、これも判断をお聞きしたいのですけれど  
も、従来と比べて慎重な立場でこれを受けとめて  
いるというふうな新聞は報道しております。外務  
省はどう見ておられるのでしょうか。たとえば中  
国の新聞では初めてだといひますけれども、  
ブレジネフ演説の中身を報道したといひますし、  
かつまた留意して今後具体的なソ連の行動を見る  
というふうにも言つておると思つておる。その点  
についての外務当局の御見解をお伺いしたいと思  
つておる。

○木内(内閣)大臣 渡辺委員御指摘のとおり、先般  
のブレジネフのタシケント演説に対しまして中国の  
対応は、これに留意するということ、拒絶反応  
と申しますよりは慎重な対応ということが言える  
かと思つておる。事柄の実態はともかくとしまし  
て、やはり昨今の米中関係の進展というものを念  
頭に置いた感じがいたすわけでございます。  
○渡辺(朗)委員 いま御指摘のあつた米中関係に  
ついては後で入らしていただきたいと思います

が、再度お聞きしますけれども、英国のタイムズによりますと、ことしの一月ソ中友好協会の会長が北京を訪れ、中国上層部の意向を打診した結果がこのブレジネフ演説になったということを指摘していると言っております。また同時に、英国のそのタイムズ紙は、この演説は単なる呼びかけではなく、アジアあるいは世界をにらんだ戦略的な発言だというふうにも見ているのではないかと指摘しているように私は聞きました。

ところで、そういう意見あるいは見方がある一方、いま言われるように何か日米貿易摩擦やなんかでござりすぎている、あるいは米中の間で同じようにござりすぎている、そういうときの虚をねらってやってきたんだ、そのような発言だというふうに見る見方もある。一体日本としてはどちらをとるべきなんでしょうか。もう一度ちよつと突っ込んでお話をいただきたいと思ひます。

○木内政府委員 ソ連の中国に対する対応につきましては、私も私どもとしてはやはりソ連が昨今の米中関係をにらみまして、そういう背景を念頭に置きつつ平和攻勢、外交攻勢をしかけているんじゃないか、かように考えております。

○渡辺(朗)委員 そうしますと、どういうことでございましょうか、平和攻勢として見る。つまり日本側としては、もう一遍お尋ねしますけれども、いままでの日本の外交であるとか防衛政策というふうなもの、中ソ対立というものを前提としてあるいはそれを条件として組み立てられてきているのではないのでしょうか。それが変化するということがあり得ないとお考えでございましょうか。変化しつづめるか、あるいは、そういうふうな可能性をも認識した上でいまの御発言でございましょうか。

○木内政府委員 私どもが常時保っております中国との意見の交換、とりわけ先般東京で行いました日中実務レベルの意見交換を通じて見る限りにおきましては、中国は、確かに慎重な対応ということが表面的にはございまして、実体的には、内容的にはどうも至ってないものと了解いたしております。

御承知のように、たとえばアフガニスタンの問題に対する中国の態度、あるいはインドシナ半島におきますベトナムと中国との関係、カンボジアを舞台にいたします、いわゆる俗な表現で申せば、中ソ代理戦争といったような現象がやはり厳しく存在しておるわけでございまして、その限りにおいては、表面的にはともかく、実体的には中ソ対立というものは今後とも続くのではないかと、かように考えておる次第でございまして。

○渡辺(朗)委員 これは、さらにまた別途の時間をいただいて掘り下げてみたいと思ひますが、先ほどから触れておられる米中関係、これについて一、二お尋ねをしていきたいと思ひます。

この間の日中間の事務レベル会議、そこにおいて米中関係についての中国側の見解というものは、米側に伝達されたと思ひます。その場合に、アメリカ側の反応はどのようなものでございまして、どうなんでしょうか。

○木内政府委員 日中の意見交換の内容につきましては、とりわけ米中関係にかかわる部分につきましてははアメリカ側に伝えてございまして。

〔委員長退席、愛知委員長代理着席〕  
アメリカ側としましては、これを貴重な情報ということで評価いたしておるわけですが、だからといってこの米中の問題が即円満に解決することにつながるということでもない点、今後問題ではないかと思われるわけでございまして。

○渡辺(朗)委員 米側は、貴重な情報としてこれを受けておるということもございまして。さらにまた、いまそれだからといって米中の間でうまいくともども予想が立たない。さきに、これは三月の末でございましたが、ハイグ米國務長官がNBCのテレビインタビューの中で、最近米中関係が冷却している、その理由というものとしましては、台湾への米國製の兵器の売却問題もございまして、加

えて米國の対ソ姿勢が無力ではないのかということとを中国側が見ているという点を挙げ、さらにまた、中国の近代化に対して米國が十分協力できておらないというような点についての不満が中国側にあるということも指摘しているというふうな聞いておられますが、それでございましょうか。また、この事実についての確認を先にしておきたいと思ひます。

○木内政府委員 中国側のアメリカに対するたゞいま御指摘の評価というものもあるかと思ひます。しかしながら、昨今の台湾に対する武器輸出の問題に關しまして中国側が最も問題にいたしておられます。アメリカが中国を一つと解していいないという原則の問題に基本的な問題点があるのではないかと思われるわけでございまして。

○渡辺(朗)委員 私はいまの御見解に加えてもう一つ、鄧小平副主席が指摘しておりますけれども、これは新聞で見ました。西側が技術協力に對していろいろ条件をつけそして制約を加えてきているということが、非常に強い不満として鄧小平副主席の口から表明された、こういうことが伝えられておりますけれども、それではこれは別に米中関係の問題ではないというふうにお考えでございましょうか、やはりこれも一つの問題であるというふうにお考えでございましょうか。

○木内政府委員 米中関係にかかわる問題というよりも、より広範な西側に対する気持ちがあるいは鄧小平副主席が述べられたのではないかと思われるわけでございまして。

日本との関係におきましては、中国との間に科学技術協力協定も結ばれて、この分野での日中間の協力増進に努めておるわけでございまして。他方コムの制約というものもございまして、その点を別にいたしますならば、あとは民間の業界が中国側との分野での協力をどこまで推し進めるか、これは一にかかつて民間の御判断にかかると問題でございまして、全般的に申し上げまして、日本の業界も中国との協力につきましても基本的には積極的な考え方を持っておりますものと判断

いたしております。

〔愛知委員長代理退席、委員長着席〕  
○渡辺(朗)委員 いまコムの話が出ました。昨年七月のオタワ・サミットにおいては、コム規制を強化する、それは米ソ関係の緊張を背景にしまして原則的に合意したはずでございまして。その一方では、中国に対してはむしろ輸出規制というものは緩和する方向だったと思ひますが、この構造に對しては緩和という、これは従来どおり今日もずっと続いているというふうなアジア局長はお考えでございまして。

○木内政府委員 アメリカにつきまして申し上げますと、昨年の六月にハイグ國務長官が訪中いたしましたときの結論としまして、中国をいわゆるソ連等の国々のカテゴリーから外しまして、同盟国ではございせんが友好国のカテゴリーに入れたい。そのことは、中国をユーゴスラビアあるいはインド、エジプト等の国々のカテゴリーに入れたわけでございまして、基本的にはたゞいま渡辺委員が御指摘のラインで進んでおるものと思われるわけでございまして。

○渡辺(朗)委員 それでは、中国がわが國に對しまして、これは日本の民間団体、日本原子力産業會議に對してでありますけれども、発電用の原子炉システムの設計圖について検証あるいは助言を求めてきておるという報道がございましたが、これに對しては、そのような事態があるとするならば日本政府はどう対応されるか。

○木内政府委員 コムの点がございまして、その点を別にすれば、私も積極的に対応すべきではないかと考えております。

○渡辺(朗)委員 そうしますと、サミットの前に趙紫陽総理がこちらに來られる。そういう場合に、そのような問題も当然話し合われるというふうな考えでよろしゅうございませぬ。

○木内政府委員 たゞいま御指摘の問題点を意見交換の中に入れることは、結構ではないかと思ひます。

○渡辺(朗)委員 実は大正、そこでお尋ねをしたのでございます。

一方において、いまアジア局長からのお答えがありましたが、中国とはずつと物事が進んでいってまいります。一方、ブレジネフのタンケント発言に見られるように、ある意味では平和攻勢という言葉を使われましたけれども、そういう内容も含んであるわけですが、日本に対しての何らかの呼びかけである、私はそういうふうな受け取らざるを得ないのではなからうかと思っておりますが、それに対しては依然として門戸を閉ざしておられるという姿勢で今後ともいわれるのでございませうか。話し合いの何か糸口というふうなものを、おつかみになるようなチャンスの一つになりはしないかと思っておりますが、どのようにお考えでございますか。

○櫻内閣務大臣 ソ連に対しては昨年の国連総会の折に、当時の閣田外務大臣が実務者レベルの協議をしよう、外相会議を持ちたい、こういうことを言っておいて、そして本年一月にその実務者会議が実現してございまして、ところが、御承知のようなアフガニスタン問題、ポーランド問題、一連の問題から対ソ措置を一方において講じてございまして、私は日ソ間においていろいろ困難な問題がございまして、そういう背景のもとにまた話し合う必要はある。したがって、閣田外相当時の提案を一月に実現をさせておられるわけでありませう。

また、昨年のオタワ・サミットの折に、先進国の首脳の間におきましても今後の東西の軍事力は低いレベルの均衡を求め、しかしソ連との対話はずべきである、そしてそれを受けて米ソ間におきましても中距離核戦力削減交渉などが持たれておられるわけでありませう。

そういう点からいたしまして、今後とも厳しい情勢下にはございませう、ソ連との対話の機会を閉ざさず、そういうようなことはなく、むしろ問題があればあるなりに積極的に話し合っていくべきこと、こういうことではないかとお思います。

が、ただ日本としての基本的な姿勢は、領土問題を解決して真に両国の間が安定した姿で外交を結んでいこう、こういうことを念願しておられるわけでありませう、それにつきましてははたかくない門戸を閉ざしておられる状況にございませう。そういう折に善隣友好と申しませうか、あるいは両国の間の改善措置を講じようという一、二は両国に乘っけていくわけにはいかないわけにございまして、特に今度のブレジネフ書記長のタンケント演説があったからといって、特別な配慮をすることなく、今後におきましても高級実務者レベルの協議、またわが方は外相会議をやる、こういうことも言っておいて、ソ連側は上層部にこれを上げて相談すると言いながらそれについては返事は参っておりませうが、日本としては、今度は外相の日本に來られる番ではないかというふうなことも言っておりまして、そういうふうな一連の現実の動きをござらんとございませうならば、演説があったからどうこうではなく、日ソ間におきまして困難な諸情勢はありませう、対話の努力はいたしたい、こう思っております。お聞きをいたします。

○渡辺(朗)委員 私は演説そのものだけを問題にしているのではなく、最近の中ソの動きあるいは国際情勢全体の中でのソ連の最近の動き、こういう点をいろいろ検討していただきたいと思います。お思います。ですが、時間の問題がございませうので先に進ましていただいて、一、二だけ軍縮に関連してお聞きをいたします。

新聞によりますと、フランスの陸海空三軍の参謀総長ラカズという方でございませうか、中性子爆弾の製造能力をフランスが完全に持つに至った、ミッテラン大統領の政治決断があれば一九八〇年代に実戦配備も可能であるというふうな記者会見が行われたというのを聞きました。従来からフランスはそのような独自の核戦力保持という問題を進めてまいりましたが、ミッテラン大統領が訪日されれば、軍縮国連総会を前にしてこのような問題についても当然お話し合いをされると思っておりますが、大臣、いかがでございますか。

○櫻内閣務大臣 御指摘のような報道のあったことは承知しておりますけれども、事実関係の詳細についてはまだ取得をしておらないわけにございまして、ただ報道に伴って何か申し上げるということはいかがかと思っております。核の水平的な拡散にしましても、また垂直的拡散にいたしまして、日本が被爆国といたしまして、核の水平的な立場を従来とっておるわけでありまして、その点からいたしますと、中性子兵器を含めあらゆる核兵器についての軍縮の促進をする必要がある、こういうふうな思ひます。

○渡辺(朗)委員 最後にもう一つ。最近、レーガン大統領が呼びかけをいたしました、六月の国連軍縮総会に出席し演説する、同時にブレジネフ書記長にも演説をしてほしい、その後首脳会議を行いたいと提案をしたやに聞いております。こういうふうな提案が行われるということは、一方においてすでに米ソ間で何らかの打診工作があったからそのように提案が行われたという見方と、もう一つ、ブレジネフ書記長の重病説あるいは書記長辞任説も伝えられております。外務大臣、私どもは一体どちらをとつたらよろしいのでしょうか、御見解をいただきたいと思います。

○櫻内閣務大臣 特別軍縮総会が国際的な注目を浴びておる折からでございますから、日本がまず率先、鈴木総理の出席を決めております。そういう際、ブレジネフがどうこうでなく、レーガン大統領も進んで御出席をいただくならば、大変意義が深いと思っております。

ただ、米ソ間の首脳会議というのにつきましても、従来、その会議が行われるにいたしましては、何らの準備なく会議をするというのではどうかということでも大体昨年じゅうは過ぎておつたと思っております。そういう点から考えまして、いま御質問のようにレーガン大統領が本日にブレジネフ書記長との首脳会議をやる、こういう腹を決めたということでありませう、何かそこに下準備の話が進んでおるんじゃないかというふうな

れ方もいたします。しかし現在、タンケント演説後のブレジネフ書記長の消息が定かでないといううことが言われたのか、その真相というものを十分まだ把握しておらない段階にございませうので、国際的にいろいろ動きのあるものだな、こう言っておいて、いまま慎重に観察をして、こういうことではございませう。

○渡辺(朗)委員 終わるに当たりまして、一言だけ御要望をいたしておきます。

御察している、あるいはまた情報が十分かわらないだけでは、国民の方はもつと困るわけでありませう。私は、一國の外務大臣とされまして、大臣にお願いをしたいと思います。やはり明確にこの方向という指示をしていただくこと、あるいは情勢は分析していただくこと、そして日本の国の指針を示していただきたいと思います。これを要望いたします。お聞きをいたします。

○中山委員長 次に、東中光雄君。

○東中委員 最初に、いまも御質問がありました、フォークランド諸島、マルビナス諸島のアルゼンチンとイギリスの間の紛争問題であります。本格的な戦争に入りにかかれないような非常に緊迫した状態になっております。しかも、アメリカの国防総省が空母を紛争地域に派遣する用意があるようなことを言っておりませう。しかも、アメリカ現任中南米地域はアメリカが干渉を強めて緊張が高まっておりますだけに、このアルゼンチン・イギリスの紛争が本格的な戦争状態になって、これは世界の平和、安全にも影響を及ぼして、非常に重要な時期だと思っております。

それで、私たちは、アルゼンチンが武力占領に出たこと、これは許されないとお思います。しかし同時に、民族主権を踏みにじっているイギリスの植民地支配に一日も早く終止符が打たなければならぬという立場に立っておられるわけでありませう。

先ほど来の論議で、戦闘行動といえますか敵対行動を中止すること、これは強く要求しなければならぬと思うのですが、同時に、一九七六年十二月一日の国連総会の決議、フォークランドのアルゼンチンの領有権を認めるとともに、その解決のための交渉の促進を決議しているのがございませぬ。百二対一、反対は英国だけ、棄権三十二の中に入っているように思いますが、この決議に従って平和的に話し合いで解決するということとを日本のこの問題に対する態度としてはつきり表明すべきじゃないか、こういうふうに私は思っておるわけですが、外務大臣、いかがでございますでしょうか。

○門田(省)政府委員 お答え申し上げます。

まず初めに、ただいま委員から御引用がございましたが、これは領有権に関する決議ではございませぬ、「フォークランド(マルヴィナス)諸島問題に関する第三十一回国連総会決議」というのがその名称でございます。

内容的に見まして、この案はアルゼンチンの立場を反映したものでございまして、特に本文の第二項におきましては、「アルゼンチン政府が総会決議に従って非植民地化の促進及びフォークランド諸島住民の福祉の増進のために引き続き行っている努力に対し謝意を表明する。」という表現になっておりまして、意味するところは、あたかもこのフォークランド諸島がアルゼンチンの領有に属するものであるかのごとき前提に立っての表現になっていることであつたと解しております。

したがって、お尋ねのございました点、つまりわが方はどのような投票態度をとったかという点になるわけですが、先ほどからも御説明申し上げておりますように、わが国は、これら諸島の領有権に関しては、関係当事国の間で平和的な話し合いによって解決していただきたいということでございます。したがって、この決議のように、あたかも一方の立場に立ったかのこ

とき決議につきましては棄権をいたしましたということでございます。

○東中委員 一九七六年と七九年の非同盟諸国首脳会議がやはり、アルゼンチンの領有権を認めるとともに、その解決のための話し合いを進めるといふことを決議しているようでありませぬ。私たちがそういう立場で、この問題は、武力紛争、敵対行動を中止するというと同時に、日本としては棄権したとしても、百二カ国が賛成した領有権問題についての国連の決議があるわけですから、そういう線に沿って解決をせよという態度をとるべきではないか、いま経済制裁にイギリスが協力を要請してきている、それに対して日本政府はまた態度を決めていないという先ほどのお話でありましたが、そういう態度ではなくて、積極的にアルゼンチン問題の国連総会決議に沿ったような話し合いを進めなさいという態度をとるべきだということに思いますが、外務大臣、御所見を承りたいと思つております。

○櫻内国務大臣 先ほど、安保理における西堀国連大使の発言を中心として、日本の態度、姿勢というものはつきり申し上げたわけでございます。そして具体的には、従来、安保理理事会が中心になつてイスラエルの問題あるいはカンボジアの問題に対応してきておるので、このアルゼンチン問題についても、安保理を中心として平和的に外交交渉によつて解決される努力に、日本もそれに沿つた協力をしよう、こういうことでございます。西堀大使の発言は、後で資料として差し上げます。

○東中委員 私たちの考え方を申し上げましたので、その点も考慮に入れて考えていただきたいと思つております。

前回に引き続いていわれる極東有事研究問題についてお伺いしたいのですが、一月二十一日に第一回の会合が持たれた。これは審議官レベルの問題だといふふうにお伺いしたのですが、当初は日本は内閣の審議官レベルでなるべく制限や在日米軍を入れないで、どの程度の協力ができるか精査

したいという方針であつたように言われておたわけですが、いざ聞かれると、統幕会議の片尾事務局長、それから瀧川第四幕僚室長も参加をしておる。これは方針が変わつたのか。昨年来言われてきたのは実際にやられるときには違つてきておる。どういふことか、こういうことになつたのか、まずお伺いしたい。

○淺尾政府委員 東中委員がいま御引用されました、最初は制限を入れないことを言つてきたという話でございますが、私が承知しているところではそういうことを言つておりませぬで、むしろこの六条研究というものは防衛庁だけでやるのはいかかかという話で国会の中で議論がございました。その際に当時の外務大臣がお答えしましたように、この問題は防衛庁だけの問題ではない、むしろ外務省が入つてやるべきであるということでございます。当初から制限を排除しているという考えは持つていなかったわけでありませぬ。

○東中委員 この研究グループができたようでありませぬが、松田審議官がそのグループの責任者というところでやっておられるのですか、あるいは防衛庁の方が責任者なのですか、まずそこをどうお伺いしたい。

○松田政府委員 お答え申し上げます。

外務省の私と防衛庁防衛局の防衛審議官とが共同議長といたします。コチエアマンということでは、二人で相対しておりますが、いろいろな取り仕切り、先任、後任の順で申し上げますと、不肖私が先任として日本側の代表となっております。

○東中委員 それでこの会議でやることは、アメリカ側から要求が出てなければ何をやるのかよくわからないのだという答弁を伺回かやられておつたのですが、今日の段階においてもやはりそうですか。

○松田政府委員 すでに御報告申し上げましたとおり、一月二十一日に初会合を開いた次第でありませぬが、私も国会開会中もございまして体がなかなかあかないということもあり、実はそう著

しく進展はいたしてないわけでございます。仕事の仕方といたしましては、御指摘のとおり安保条約六条に基づく事態のわが方の便宜供与を議論するに当たつてはどのような便宜供与を米側が期待し、あるいは求めておるかということを取扱するところから始めたいと思つておりますので、仕事の仕方はいま東中先生御指摘のとおり米側の話を聞く、そこから始めつつある次第でございます。

○東中委員 話を聞くところから始めておる。もう聞かれておるのですか。まだ何も聞いてないのですか。一体何のことかさっぱりわからぬです。研究ということになつておつて、あらかじめ研究をするというテーマは向こうさん次第で、それでその研究をするテーマは向こうさん次第で、向こうさんからどれだけ出てきておるかさっぱりわからない。これではわざわざ第十八回安保協議員会で外務大臣も出られて合意をしたというについては、余りにも何のことかよくわからない。そのところ、ちよつと明らかにしてほしいのです。

○松田政府委員 この研究は、相当の長い仕事になるかと思つておる。数カ月で足りなくという種類のものではございませぬ、恐らくは、私どもいつまで終わりたいという具体的な目標を掲げておるわけではございませぬが、おおいに集まつて米側からの問題提起を受け、それがわが方にとってどのよう理解するかという認識あるいは協議を経て、おおいに煮詰めていく過程では、相当時間がかかることを予想しております。

したがって、一月の末に始まり四月上旬の今日まで国会の両院予算委員会を挟んでほとんど時間が無い状況のもとでは、一体どこまで研究が進んでいるのか、そういうお尋ねではございませぬが、まだようやく緒にいたばかりである、これから息の長い仕事を将来に向かって開かれていく、このように御理解いただきたいと思つておるわけでございます。

○東中委員 ドネリー在日米軍司令官が昨年十一月十日のあの記者会見で、在日米軍基地施設を

軍事輸送に使用したい、一九五二年の朝鮮戦争時の先例もあり、日本に送り込まれる米軍が十分便宜供与を受けられるのを期待してゐる。要するに、朝鮮戦争型の在日米軍の、あるいは極東有事戦闘行動に参加する米軍に対する日本の便宜供与という大きな枠を出してきていようなんです。外務省はそういうつもりでおられるのですか。

○松田政府委員 結論を先にお答え申し上げますと、そのようなことはございません。

在日米軍司令官が記者会見で御指摘のような趣旨の発言をしたことは報道で承知しております。その細かい文言までは私も承知しませんが、いづれにいたしましても、第一に私もは安保条約六条の事態というのを朝鮮半島に局限しているというふうには理解しておりません。もっと広く、わが国の周辺における事態でわが国の安全にかかわりのあるものと理解しております。

それから第二に、朝鮮戦争時代の云々というのは、米軍の司令官としての一つの比喩として使ったのかも知れませんが、十分御承知のとおり、昭和二十五年―二十七年の期間は占領中でありまして、旧安保すらもないはるか昔の別の法的状況のものとの話でございます。そのときのことをそのまま云々というようなことは、比喩としても本来適当でないかと思っております。

○東中委員 適当でないかと外務省としては思っているけれども、その適当でないことを向こう側が言うておる。しかも、向こう側の言うことによつてこっちが研究していくのだ、こういうことを言われているから、非常に不安な、朝鮮戦争時の便宜供与ということになれば、戦傷病者に対する病院の提供から国鉄の軍事輸送なんというのは最優先でいふんやられました。燃料、弾薬、軍事車両の調達から米軍の移動の自由を保障していくとかいろいろの問題に及んでいくわけですが、そういうことを米側が適当でないということを現にドネリー中将は就任して間もなしに言うておるわけです。

そこで、三月の十六日にアメリカの下院軍事委員会でドネリー在日米軍司令官が証言をしておりますが、極東出撃米軍に対する日本政府の支援の範囲と実施方法に関する共同研究もまた始まった、こういうふうな言つておられます。これは支援の範囲と実施方法というふうな言つておられるわけですが、アメリカから求めてきたことに對してどうするかというの、あくまでもアメリカさんの極東における出撃の補充あるいは補強をしていくような感じを持つのですが、支援の範囲と実施方法ということになれば、日本としては現行法上こういうことしかできない、これ以上のことはいらないというふうなことはむしろこっちではつきり決めていくべき問題なのではないかというふうな思つておるのですが、その点は外務省としてあるいは日本側として、これは自衛隊でなくて兩國政府の共同研究でありますからそういう態度を決めるべきではないのですか、いかがでしょうか。

○松田政府委員 つとに申し上げてまいりましたとおり、この研究の大前提は、第一に、わが国が極東の事態でわが国の安全に重要な影響を与える場合と、第二に、この研究の協力ができる範囲等を検討するものであります。したがいまして、そのような事態でやれることは、第一に、わが国の憲法の制約の範囲内であつた日米間の安保条約その他の取り決めの枠組みの中で、そして日本の法令の枠組みの中でわれわれが何をなすべきかあるいはなすことができるか、それを前もって検討し研究しようという趣旨でございますので、御懸念のようにアメリカの、いま先生が御指摘のようなことをわれわれがするのとやるといふことは全く考えられておりません。いま私が米側からの問題提起を受けて検討を始めておるわけですが、何分にも極東における米側の活動に対する便宜供与でありますから、便宜供与を行う方がどういふのはどういふのかと言ひ出すよりは、その便宜供与を求めたいと言つて、それをたたき合ひに協議するというのがごく自然の仕事の仕方か

と考へております。

○東中委員 便宜供与はいたしません、する範囲はございませんとおつた態度をとつた一向に構わぬわけですよ。私はそう思つておるわけですよ。アメリカの極東における戦闘行動に協力するといふようなことはすべきじゃないんだという、ガイドラインではそれを研究すると書いてあるだけだから、研究した結果、日本側としてはそんなことはいらないんだということであつてもいい性質のものなんだと思つておるのです。

それでこれに関連しまして、先ほど外務大臣は大変重要なことをおっしゃつたように私がお聞きしたのですが、このガイドラインというのは「兩國政府の立法、予算ないし行政上の措置を義務づけるものではない」といふふうになつておるんだ、だから義務づけるものでないけれども、だれが見たつて変えた方がいいといふような場合、研究した結果によつては国内法を変えていくといふようなこともあり得るんだ、これは義務づけられていないだけであつて、必要を認めて自主的にやるのは構わぬのだという趣旨の答弁を外務大臣が直接されました。私これは非常に重要な問題だと思ひますのでお伺ひしたいのですが、外務大臣の引用された「義務づけるものではない」といふのは、日米安全保障協議委員会が承了した防衛協力小委員会の報告に書いてあることなすね。

ガイドラインをつくる前の「前提条件」の中に書いてあるわけですよ。いま問題になつておるガイドライン三項のいわゆる極東有事における研究の對象になつておるものは、はつきりその中に「日本が上記の法的枠組みの範囲内において米軍に對し行つた便宜供与のあり方について」研究をするとなつておる。それは条約だけではなしに日米間の関係取り決め及び日本の関係法令によつて規律される、これは日本の関係法令の範囲内において、その枠内においてできることを研究する、こゝうなつておるのであります。ガイドラインそのものでない、ガイドライン作成に当たつたときの前提条件から、いま外務大臣は答弁されたように

思つておるのですが、もしそうだとすれば、この三項からどんどん広がつていって、アメリカ側が要請する、要請しておつたことについてどうしても従わなければ、従つた方がいいといふふうな思つたら、一般的にそう思つたならば変えていくこともあるのだ、これでは大変なことになりますので、外務大臣、ひとつはつきりさせていだだきたい。

○松田政府委員 恐縮ですが、私から最初にこの意味するところを御説明させていただいて、後ほど大臣のお言葉を述べたいと思ひます。

この指針三項におきまして、この便宜供与が日米間の取り決め及び日本の関係法令によつて規律されるとございませぬ点は御指摘のとおりですが、そこは現行の關係法令とは規定してありませんで、わが国が国会の御審議あるいは政令であれば内閣の議を経て決める、そのときどきの關係法令によつて規律されるという意味でありまして、このような研究がいつ終わりますか、あるいはそもそもこのようないふ事柄ということが将来予見されない状況におきまして、たとえばこの昭和五十七年四月の時点における關係法令ということの意味するものでは毛頭ございませぬ。したがつて、先ほど大臣が言われましたとおり、ときどきの法令といふものは、日本政府が、あるいは日本の国会が自主的に御判断あるいは判断して決めていくものでありますから、そういうつた枠組みでその便宜供与は規律されるということ、法令に当然従つていふことを書いておるわけでございます。大臣の先ほどおっしゃつたこととこの三項とは全く矛盾しない、一体のものだと理解しておられます。

○東中委員 松田審議官のときおられたのは、前文の方の話をされたことはもう明白なのであります。それはガイドラインをつくることの前条件であつて、つくられたガイドラインの中にもそういう法的枠組みの中で、あるいはその範囲内ですと一々書いてないところがほかにもいふんありますよ。一項、二項についてはそんなことは書

いてない。三項については日本有事ではなくて極東有事、いわばアメリカの極東における戦闘行動に対する協力という問題であるだけに、わざわざ「枠組みの範囲内において」と書いてあるのだと私は読むべきだと思うのです。そういう点で言えば大臣が先ほど言われたのは、義務づけられておるものではないから義務としてやるのではないけれども、自主的にやるのは勝手なんだ、研究結果によつては自主的に拡大していくこともあり得るという趣旨で大臣が言われているのだったら非常に重大だと思ひますので、これは大臣の言われたことについて聞いていますから。

○松田政府委員 恐縮ですが、もう一点御説明させていただきます。

お手元に「日米防衛協力のための指針」がございますればお目を向けていただきたいのですが、一、二、三項の頭の原文のところは「この指針が記述する米軍に対する日本の便宜供与及び支援の実施は、日本の関係法令に従うことが了解される。」と書いてあります。すべてに日本の法令に従うという原則がかかっております。

○櫻内国務大臣 研究の一番の前提、これは東中委員よく御承知のことと思ひますが、「前提条件」として「事前協議に関する諸問題、日本の憲法上の制約に関する諸問題及び非核三原則は、研究・協議の対象としない。」これはよろしゅうございます。それから「研究・協議の結論は、日米安全保障協議委員会に報告し、その取扱いは、日米両国政府のそれぞれの判断に委ねられるものとする。」こういうことになっております。

○東中委員 これはガイドラインじゃないです。

○櫻内国務大臣 これが前提条件です。それからガイドラインの方に移るわけですね。それは何論も申し上げておるとおりのことで、日本がその結論によつて予算上、立法上その他義務づけられるものではない、そのとおりを言っておるのであります。

○東中委員 外務大臣が言われたのは、「日米安

全保障協議委員会が了承した防衛協力小委員会の報告」、この報告で最後に「日米防衛協力のための指針」は、以上のような防衛協力小委員会の活動の結果である。その結果まとまったものがいわゆる「日米防衛協力のための指針」、ガイドラインとして一つの文書になっておるわけでありま

す。ですから、その文書の中に、松田審議官がいま言われたように、「米軍に対する日本の便宜供与及び支援の実施は、日本の関係法令に従うことが了解される。」これが一番最初に書いてあつて、そしてしかもなお三項には、わざわざ日本の「法的枠組みの範囲内において」ということを書いてある。一項、二項の段階では、研究の内容によつては、支援とか便宜供与でない研究だつてあるのです。そういうものについてはそういうことを一々触れてない。少なくとも便宜供与について

は――支援ということになつたらそういうことをわざわざ書いてある。そういうガイドライン、これ自体が安保の枠を超すのじゃないか。六条事案における日本の協力なるといふことは、安保条約からは六条では施設の提供だけじゃないですか。それから出ていくことができるだけのこと、それ以上のこととは事前協議で合意をした場合に出撃できるといふことだけでしょう。ところが、便宜供与というものに拡大してきた。その拡大してきたガイドラインの三項を、今度はまた現行法の枠組みの中でいふのを、現行法じゃなくて、そのとき法律を変えればそれでいいんだというふうなことを松田さんが言われているとすれば、これはいよいよもつて拡大していくことになるので、これは断じて逸脱だということになるので、これは指摘しておきたいと思つてあります。

○櫻内国務大臣 東中委員のおっしゃっていることもわかります。ただ、三項の一番最後に「このような研究には、米軍による自衛隊の基地の共同使用その他の便宜供与のあり方に関する研究が含まれる。」というようにおっしゃる前に、先ほど東中委員が、制服が六条協議の中に入つてきている、したがつて、ずるずる制服に引張られるんじゃないかという御指摘がございました。まさにそういう危惧があるわけで、外務省がこの六条

まれる。」というようにおっしゃる前に、先ほど東中委員が、制服が六条協議の中に入つてきている、したがつて、ずるずる制服に引張られるんじゃないかという御指摘がございました。まさにそういう危惧があるわけで、外務省がこの六条

で、私は、義務づけられるというようにおっしゃる前に、先ほど東中委員が、制服が六条協議の中に入つてきている、したがつて、ずるずる制服に引張られるんじゃないかという御指摘がございました。まさにそういう危惧があるわけで、外務省がこの六条

○東中委員 特に私がそれを申し上げますのは、この協議においてもやはり制服が出てきて、実際の後方支援担当の幕僚が出てきてやる、相手方も制服だ。そういう中で純粋に軍事的な協議・研究が進められて、松田さんはその責任者としておられても、そういう人たちがわざわざ入つてくるという中で拡大されていくとすれば、中心が制服に

時間があるからで、まことに申しわけないですが、巡航ミサイル搭載艦ニュージャーシーの極東配備の問題について、ワインバーガー国防長官が、先日来日をした後、韓国へ行って、二十九日ですか、記者会見で、米軍軍力強化計画には極東地域へのニュージャーシーの配備が含まれるということを述べたということが、三月三十一日の米太平洋軍の準備機紙、スターズ・アンド・ストライプスに載つておる。また四月二日付のスターズ・アンド・ストライプスには、ワインバーガー自身の発言としてではありませんが、現在進行中の修理と兵器システムの近代化は海軍の最も近代的なミサイルの追加を含んでおり、千五百名の乗員を持つニュージャーシーは来年早期に再配備されるといふ記事が載つております。こういう点について外務省はどのようにつかんでおられますか。

○漢尾政府委員 本件についてお答えする前に、ただ時間をおかりしてお答えしたいのは、先ほど東中委員が、制服が六条協議の中に入つてきている、したがつて、ずるずる制服に引張られるんじゃないかという御指摘がございました。まさにそういう危惧があるわけで、外務省がこの六条

協議に出て、松田審議官が実際上の座長になつてやつておるということをお答えさせていただきます。次に、いま御指摘のございましたニュージャーシーの再就役の問題でございます。いま御引用になりました三月三十一日付のアメリカのパシフィック・スターズ・アンド・ストライプスでワインバーガーが韓国において、米太平洋軍能力の強化計画には恐らく改修後の戦艦ニュージャーシーの極東への配備も含まれることにならう、そういうふうな述べたという点についてはわれわれとしても承知しております。他方、アメリカ側が議会の証言の中で、たとえば一九八一年六月二十四日のアメリカ下院の軍事委員会の中で、現在アメリカが持つております戦艦四隻、すべて現在使つておりませんが、それを再就役するために復活させる工事をしております。そしてその工事は二つの段階に分かれておるわけでございます。一つは重油から軽油に切りかえる、その後はその後の整備の問題ということで、再就役は恐らくニュージャーシーについては一九八三年の中ごろであろうというふうな言つておるわけでございます。その点については、アメリカの軍事委員会の公聴会等を通じてわれわれとしては承知しておるわけでございます。

○東中委員 ニュージャーシーが巡航ミサイル、特に長距離巡航ミサイルといふますかトモホークを配備する、これはホルコム海軍作戦部計画部長が八一年の三月四日の下院軍事委員会公聴会で、八つのボックスランチャーで、三十二門の長距離スタンドオフミサイルを搭載するという答弁をしておりますが、これが同時に、母港を日本に求めるといふ方向が打ち出されているようにあります。これは確定しているというわけじゃないですが、ホルコム氏がさきの軍事委員会の公聴会で、インド洋でこれが活躍するについて海外に基地が要るといふことを、基地といふますか母港が要るといふことであるという御指摘がございましたが、太平洋におけるきわめて有望な可能性は、ラングブ

協議に出て、松田審議官が実際上の座長になつてやつておるということをお答えさせていただきます。次に、いま御指摘のございましたニュージャーシーの再就役の問題でございます。いま御引用になりました三月三十一日付のアメリカのパシフィック・スターズ・アンド・ストライプスでワインバーガーが韓国において、米太平洋軍能力の強化計画には恐らく改修後の戦艦ニュージャーシーの極東への配備も含まれることにならう、そういうふうな述べたという点についてはわれわれとしても承知しております。他方、アメリカ側が議会の証言の中で、たとえば一九八一年六月二十四日のアメリカ下院の軍事委員会の中で、現在アメリカが持つております戦艦四隻、すべて現在使つておりませんが、それを再就役するために復活させる工事をしております。そしてその工事は二つの段階に分かれておるわけでございます。一つは重油から軽油に切りかえる、その後はその後の整備の問題ということで、再就役は恐らくニュージャーシーについては一九八三年の中ごろであろうというふうな言つておるわけでございます。その点については、アメリカの軍事委員会の公聴会等を通じてわれわれとしては承知しておるわけでございます。

○東中委員 ニュージャーシーが巡航ミサイル、特に長距離巡航ミサイルといふますかトモホークを配備する、これはホルコム海軍作戦部計画部長が八一年の三月四日の下院軍事委員会公聴会で、八つのボックスランチャーで、三十二門の長距離スタンドオフミサイルを搭載するという答弁をしておりますが、これが同時に、母港を日本に求めるといふ方向が打ち出されているようにあります。これは確定しているというわけじゃないですが、ホルコム氏がさきの軍事委員会の公聴会で、インド洋でこれが活躍するについて海外に基地が要るといふことを、基地といふますか母港が要るといふことであるという御指摘がございましたが、太平洋におけるきわめて有望な可能性は、ラングブ

協議に出て、松田審議官が実際上の座長になつてやつておるということをお答えさせていただきます。次に、いま御指摘のございましたニュージャーシーの再就役の問題でございます。いま御引用になりました三月三十一日付のアメリカのパシフィック・スターズ・アンド・ストライプスでワインバーガーが韓国において、米太平洋軍能力の強化計画には恐らく改修後の戦艦ニュージャーシーの極東への配備も含まれることにならう、そういうふうな述べたという点についてはわれわれとしても承知しております。他方、アメリカ側が議会の証言の中で、たとえば一九八一年六月二十四日のアメリカ下院の軍事委員会の中で、現在アメリカが持つております戦艦四隻、すべて現在使つておりませんが、それを再就役するために復活させる工事をしております。そしてその工事は二つの段階に分かれておるわけでございます。一つは重油から軽油に切りかえる、その後はその後の整備の問題ということで、再就役は恐らくニュージャーシーについては一九八三年の中ごろであろうというふうな言つておるわけでございます。その点については、アメリカの軍事委員会の公聴会等を通じてわれわれとしては承知しておるわけでございます。

協議に出て、松田審議官が実際上の座長になつてやつておるということをお答えさせていただきます。次に、いま御指摘のございましたニュージャーシーの再就役の問題でございます。いま御引用になりました三月三十一日付のアメリカのパシフィック・スターズ・アンド・ストライプスでワインバーガーが韓国において、米太平洋軍能力の強化計画には恐らく改修後の戦艦ニュージャーシーの極東への配備も含まれることにならう、そういうふうな述べたという点についてはわれわれとしても承知しております。他方、アメリカ側が議会の証言の中で、たとえば一九八一年六月二十四日のアメリカ下院の軍事委員会の中で、現在アメリカが持つております戦艦四隻、すべて現在使つておりませんが、それを再就役するために復活させる工事をしております。そしてその工事は二つの段階に分かれておるわけでございます。一つは重油から軽油に切りかえる、その後はその後の整備の問題ということで、再就役は恐らくニュージャーシーについては一九八三年の中ごろであろうというふうな言つておるわけでございます。その点については、アメリカの軍事委員会の公聴会等を通じてわれわれとしては承知しておるわけでございます。

けをすると日本が一番最初になる。フィリピンが次だ、オーストラリア、グアム、こういう順番になるというようなことを証言しておるわけでありませう。われわれはこのニュージャーシーの戦艦グループと一緒に移住する六千人の人々のことを言っているのだ、家族のための住宅や幾つかの支援助設を要するということだ、そういう可能な場所を探しているんだ、こういうことがすでにできておるわけでありませう。

私はミッドウェーの母港化のときのことを調べてみたのですが、七一年の十二月に当時のアメリカ局長吉野さんが、そういう意向がアメリカ側にあるようだということを言っておいて、翌年の九月十二日に当時の大平外務大臣が米側からそういう要請をされましたということを言っておいて、その年の十一月十五日になって正式に要請が入ってくる、そしてとうとうミッドウェーの母港化が実現してしまつた、こういう経過がありますので、ニュージャーシーについてでそういう動きが出てきているのじゃないかということを非常に懸念するわけでありませう。特にトマホークを積んでやってくる。これは核、非核両用ということになると大変でありますので、そういう点について外務省は母港化は許さないという方向をせびとられるべきだと思つたのですが、どうでしょうか。

○淺尾政府委員　まずニュージャーシーをどこに配備するかということ、先ほどワインバーガーが新聞記者に語つたということはございますが、配備の地域についてすらまだ正式に決定はしていません、というふうには承知しております。したがって、ましてやこれを日本のどこかの港に母港化させるといふような話については、一切アメリカ側からわれわれに対しての通報はないわけでございます。

第三点としては、東中委員が正確に御引用になりましたように、トマホークは核、非核両用でございます、恐らく、核弾頭を積んだトマホークが潜水艦あるいは戦艦、水上艦艇に積まれるのは一九八四年以降になる——一九八四年以降になる

というのは、アメリカ側がすでに述べているところでございます。したがって、この段階で、アメリカ側が日本に対して母港化を求めてきていないものに対して、それは困るとかあるいは認めるといふことをこの場で答弁申し上げるのは適當でないといふふうに私は考えております。

○東中委員　時間ですから、終わります。

○中山委員長　次回は、来る九日金曜日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時二十五分散會

外務委員會議録第三号中正誤

ハシ 段行 誤  
七十七年、  
七七、  
正

昭和五十七年四月十七日印刷

昭和五十七年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局